

令和4年3月16日 予算審査特別委員会

(開 会 午前9時30分)

高山委員
長

皆さんおはようございます。3月9日第2回定例会において、当特別委員会に付託されました令和4年度平取町一般会計予算並びに各特別会計予算を本日より審議をしていきますので、よろしくお願いを申し上げます。私といたしましては、委員会をスムーズに、そして、その結論が適切に導き出されるよう努力をして参りたいと思っておりますが、委員の皆様方におかれましては、特に質疑の時に前置きは割愛していただき、その質問の主旨がわかりやすく要点のみとした簡潔な発言に心がけていただきますとともに、質問が議題外にわたらないよう特段のご配慮とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。また、委員からの質問に対しまして、町理事者また、関係課長各位におかれましては、端的で誠実なる答弁をお願いしたいと存じます。それでは只今から予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。只今の出席委員は11名で会議は成立いたします。これより本委員会に付託されました平取町各会計予算について審査を進めていきたいと思っております。なお、発言される場合は委員長の指名の後に発言をしていただきますよう、お願いを申し上げたいと思っております。質問につきましては、なるべく関連があれば関連ということで、行ったり来たりしない形の中で、最終的に後からまたお話、質疑を伺いますけれども、なるべく間に違う質問が飛び込まない形で、関連があれば関連と言って、質疑をお願いするような形にしたいと思っております。それでは只今から議案第13号、令和4年度平取町一般会計予算に対する質疑をお願いいたします。質疑の順序といたしましては、まずはじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めて参ります。なお、委員会審査を進めていくうえで予算の年度区分を明確にするため、本年度、前年度とはせず、必ず令和3年度、令和4年度として発言をされるようお願いをいたします。それでは、歳入歳出予算事項別明細書、歳入から質疑を行いますので、歳入11ページをお開きいただきたいと思っております。それでは2ページずつ、それぞれ進めて参りたいと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。それではまず歳入の11ページ、ご質問ありませんか。続きまして、歳入の12ページ、13ページ、ご質問ありませんか。それでは歳入の14ページ、15ページ、木村委員。

木村委員

14ページでお聞きしたいんですけど、国有林野交付金とか開発交付金というのがありますがけれども、これはどんな体系で入ってきているものなのか、ちょっと聞かせていただきたいです。

高山委員
長

総務課長。

総務課長

国有林野交付金、開発局交付金など、これは主に国が所管する土地、建物、そ

ういうものに対して、通常であれば固定資産税がかかるんですけども、官公庁なものですから、こういう形で交付金として、平取町のほうへ納付されるという形となっております。

高山委員
長

木村委員。

木村委員

それで、平取ダムが今年度で一応工事が終わるという形になりますけれども、その終わるとか終わらないとかということについて、これは関係はないということですか。

高山委員
長

総務課長。

総務課長

平取ダムの分につきましては、今回この交付金といいますのは、それぞれの官庁のほうから提示してくる交付金でありまして、各官庁が所管している土地、建物などを算定して、平取町に交付される部門となりますので、今後につきましては恐らく平取ダムの分につきましても当然、交付金として入ってくる形になろうかと思えます。

高山委員
長

ほか、14、15ページでご質問ありませんか。続きまして16、17ページについてご質問ありませんか。続きまして18、19ページ、ご質問ございませんか。20、21ページはありませんか。22、23ページ。なければ24、25ページ。続きまして26、27ページ。続きまして28、29ページ、ありませんか。続きまして30、31ページ。続きまして32、33ページ、34、35ページ。木村委員。

木村委員

35ページの環境保全普及センターの使用料についてちょっと聞きたいんですけど、もともと指定管理者みたいになっていたのが、元年度から支払ってもらえるようになっていて書いてありますけれども、これは森林組合のほうからもらっているという形でいいんですか。

高山委員
長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。今、木村委員がおっしゃるとおり、森林組合のほうからいただいています。今令和元年度から変わって、毎年今こういう形で60万円いただいているのですが、これらは、ある程度積立てをして施設の改修費等に充てています。

高山委員
長

はい。36、37ページ、ありませんか。続いて38、39ページ。続いて40、41ページ。続いて42、43ページ、ありませんか。44、45ページ。

萱野委員。

萱野委員 通知カード個人番号カード交付事務費補助金となっているんですけども、これはマイナンバーを町民に発行させるために入ってくる歳入なのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

高山委員長
町民課長 町民課長。

町民課長 お答えさせていただきます。今おっしゃられたとおり、マイナンバーの発行に係る人件費や事務費等のそれに対する補助金でございます。

高山委員長
萱野委員 萱野委員。

萱野委員 以前、平取町民のマイナンバーカードの普及率は20%程度と聞いていますけれども、この歳入によって何%ぐらいを目指しているのか、そこを教えてください。

高山委員長
町民課長 町民課長。

町民課長 マイナンバーカード発行につきましては、国も推し進めておりますけれども、できるだけ多くの普及について努力をして参りたいと思います。明確な数字的目標はございませんけれども、今現在は、1200件を超える程度の交付枚数ということになっておりまして、やや3割という程度でございます。これが5割、もっと、というふうに進んでいけばよろしいかなというふうに思っております。

高山委員長
町民課長 ほかございませんか。続きまして46、47ページ。48、49ページ。木村委員。

木村委員 48ページの4節の部分なんですけれども、文化的景観保護推進事業、これなんですけど、これは歳入なのであれなんですけど、今文化的景観に関しては、文化財課とアイヌ施策推進課で進めていて、確か来年度以降、文化財課が中心になってやるということになっていると思うんですけども、内容的にどのような形で進めていくのか、これは歳出で聞くべきなのかちょっとあれなんですけど、ちょっとそこをお聞かせください。

高山委員長
文化財課 文化財課長。

文化財課 お答えします。文化的景観保護推進事業の補助金の589万円につきましては、

長	文化庁の2分の1の補助事業として実施するということでありまして、その大部分は保存活用計画の策定、それと活用普及啓発事業に係る委託事業分の補助ということになります。そのほかに委員報酬ですとか旅費、若干の需用費を見込んでおります。補助対象総額が1178万円として実施する計画であります。令和4年度は保存活用計画を策定して、令和5年度に重要文化的景観の追加選定を予定しているということで取り進める予定であります。以上です。
高山委員 長 教育長	教育長。 追加というか、今までアイヌ施策推進課の者にも文化的景観のほう、代理選定の事務をやってきたわけですがけれども、2課に分かれて事業を進めてきたということで、令和4年度からは文化財課のほうに統合して、中心になって文化財課で行っていくということで、昨日の行革の中でも事務の割り振りということで、そのような話し合いがされております。ただ関連する課が、アイヌ施策推進課もそうですし、まちづくり課も関連して参りますので、事業の推進ですとかについては、情報共有しながら進めていきたいというふうに思っております。
高山委員 長 中川委員	ほかございませんか。中川委員。 48ページ、2節と3節、理科の関係なんですけれども、説明資料を読んだときにはこれは備品の整備というふうに書かれておりますけれども、この備品の整備というのは何年かおきにやっているのか、それとも今回初めて出てきたので、これが初めてだということなのか、ちょっとその辺教えてもらいたいですけれども。
高山委員 長 生涯学習 課長	生涯学習課長。 はい。ここに出ております備品の整備につきましては、理科備品ということで2年に1回、通常の教材備品とは別に、理科備品ということで小学校と中学校でそれぞれ要望を受けて実施をしております。
高山委員 長 中川委員	中川委員。 そうすると、学校となれば理科の備品もありますけれども、音楽でいえば楽器とか、そういうのが備品というのかどうかわかりませんが、そういうものにも補助というのはあるのでしょうか。
高山委員 長	生涯学習課長。

生涯学習課長	通常の教材備品とかについては補助はないので、一般財源で通常予算措置して、それぞれの学校で購入をしているところがございます。
高山委員長	ほか、鈴木委員
鈴木委員	49ページ、1節の総務委託金の関係で伺います。金額が3880万円ということで、令和3年度と比べて580万円の増加と、そして説明資料によりますと、平取ダム周辺の除草業務が追加されたことによるということ書かれております。これについては範囲的にどのあたりぐらいまでが範囲になるのかということと、その周辺という言葉の意味するところですけど、それと、この580万円増えた分が全て除草のための追加費用として、予算として追加されたという受け止めでよろしいのかどうなのか、その辺について伺いたいと思います。
高山委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	質問にお答えしたいと思います。まず範囲の部分ですけども、ダム管理棟の周辺とフットパスの道路沿いということで、ここが16.6ヘクタール、併せてすずらん群生地の下にあるS05保全区、ここが1.5ヘクタールで、全体で約18ヘクタールの範囲となっております。580万円の増ということで、開発から内々というか、ある程度の概算的なものを示されておきまして、草刈りの分が480万円、残りの100万円については、ダム周辺の活用のほうで100万円、行事、イベントの実施という形で、対策室のほうでも既に年4回のイベント等を考えていますので、そういう経費として使っていただきたいというふうに聞いておきまして、580万の内訳については草刈りが480万円、イベントの実施が100万円ということになっております。
高山委員長	ほか、ございませんか。井澤委員。
井澤委員	関連いたしまして、今の草刈りの中に寄贈されました番兵小屋の施設の草刈りとか管理とか、そういうものも入っているのでしょうか。
高山委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	寄贈された番兵小屋というのは橋の下のことになりますか。すみません、場所の特定がちょっと出来ていないものですから、すみません、もう一度お願いします。
井澤委員	すずらん群生地の向かいの所にかつて馬の番兵小屋があった、そのところに

先祖をお祀りする、祈念するということで、ご遺族の方々が石組み等で建築されましたけれど、それを町に寄贈されるということで、そのその維持管理とか草刈りについては、対策室がS05保全区を管理する時に一緒にやるというような説明が前にあったのですが、そのこともこの予算の中で行われるのかということをお聞きしたかったのです。

高山委員
長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進課
長

すみません、ありがとうございます。寄贈を受けた土地については町有地ということで、ここの管理費の経費には含まれておりません。寄贈を受けた土地についてはすずらん群生地内ということで、観光商工課のほうで除草等の対応をしていく形になると思っております。

高山委員
長

ほか、ございませんか。なければ50、51ページ。続けまして52、53ページ。続けまして54、55ページ。ございませんか。なければ56、57ページ。木村委員。

木村委員

56ページ1節の部分の鳥獣被害防止の話なんですけれど、去年も言ったかもしれないんですけど、シカが今年すごく増えて、補正も多くかかったと思うんですけど、1頭いくらで、その分の補助金はどのぐらい、どういうふうになっているのか、町の持ち出しは一体どのぐらいなのか、ちょっと内訳を教えてほしいんですけど。

高山委員
長

町民課長。

町民課長

お答えさせていただきます。まずエゾシカの補助金につきましては、国側の補助金であります鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金によりますと、1頭当たり9000円、交付率については100%、9000円丸々出るということになりますけれども、あくまでも国側の予算の範囲内ということで、これが実際は目減りすることがございます。それで令和3年度当初予算においては、60%程度の予算を組ませていただきましたけれども、令和4年度につきましては、9000円は9000円という計算のもとに予算を組ませていただいております。

高山委員
長

木村委員。

木村委員

前年度の予算は60%、今年のはまだ確定はしていないと思うんですけども、その前、令和2年度については何%だったのか、確定した比率がわかればちょっと教えてほしいんですけど。

高山委員長 町民課長	保留にしますか。 はい。
高山委員長	後ほど答弁しますのでよろしく申し上げます。ほかございませんか。はい。櫻井委員。
櫻井委員	同じく56ページの自殺対策強化事業についてであります。昨年もこの部分で質問したんですけれど、自殺に対するパンフレット等を配るということだけではなくて、何というのかな、地域ネットワークの構築とかにつなげてほしいという、お願いというか提案をしたんですけど、令和3年度についてはどういった事業を行ったのかと、令和4年度にはどういうことを予定しているのかをちょっと伺いたいのですが。
高山委員長 保健福祉課長	保健福祉課長。 はい、お答えしたいと思います。令和3年度については、この事業に関してはまだ会議とかの開催には至っていません。あとは今後、今年度については後ほど回答したいと思います。
高山委員長 櫻井委員	櫻井委員。 令和4年度については後から回答いただくということなんですけれど、そうすると、この15万円というのは何に使って、どういう形で消化したのか。令和4年度もこの同じ予算が上がっているはずなんですよね。だから、前年度どういって使ったかということだけは、今わかりますよね。
高山委員長 保健福祉課長	令和3年度はどのように使ったかという質問の主旨でよろしいですか。後ほど。 はい。
高山委員長	答弁保留にさせていただきます。後ほど資料で。ほかございませんか。なければ58、59ページ。なるべく説明資料のほうではなくて、説明資料のほうは隙間空いたりしていて、ページは同じなんですけれども、これでもって進めておりますので。今のはよろしいんですか。そうしたら、58、59ページ。木村委員。
木村委員	59ページの住宅改良の補助金なんですけど、これは、総合計画の中でこの部

分については760万円から金額が上がるということになってました。それで、これは道からの補助金の部分がもとのままだったというのはわかっているんですけども、これについて課長からちょっと聞いているんですけど、補助率がどう上がるのか、上がりそうなのか、上がらなさそうなのか。今のところ感触はどうなのかお聞きしたいです。

高山委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、お答えします。総合計画では木村委員がおっしゃるとおり、1500万円という形で計上させていただきました。そのあと北海道とのやりとりで1500万円の上限を設定したときに、補助金の4分の1が交付されないという見解を示されて、ちょっとその部分については自分も納得出来ない部分もあり、道のほうと今、1500万円の上限でも限度額の760万円の4分の1は補助を受けることができるのではないかとということで話をしているところです。それを1500万円上限にするために、令和4年の4月に条例改正に向けてということで進めておりましたけれども、少し時間をいただいて、補助金の上限1500万円でも限度額760万円の4分の1が交付されるように、新年度以降も引き続き道のほう、国のほうと協議をしていきたいという形になっております。まだ道のほうからはちょっと具体的なものは示されていませんが、今後また見解を聞いていきたいというふうには考えております。

高山委員長

木村委員。

木村委員

今の課長の話聞いて確認なんですけれど、ということは、4年度については基本的には貸付金額760万円という形をとるといいということですね。

高山委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

4年度については、760万円という形で貸付の金額は設定させていただきたいと思います。

高山委員長

ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員

60ページ消防費の道補助金なんですけど、これは令和3年度よりは10万円の増額というふうになっているんですけど、この金額、歳入というのは、地方自治体のどういった規模で決められて入ってきているのか、その辺ちょっとわからないのです。例えば人口割なのか、産業形態なのか、地形なのか、例えば海に面しているとか、何かこうあるんでしょうか。そのことが1点と、例え

ば今、各自治体においては、防災に対する取り組みというのは非常に進んできておりますけれども、例えば総合的な建物も建てて備品とかを貯蔵しておくような施設とか、あるいは避難場所、避難に対する施設とか、仮に平取町でそういったものを設けるとすれば、新たな歳入として見込まれるような項目はあるのでしょうか。その2点についてお伺いしておきます。

高山委員長

すみません、今、60、61ページのところに入って許可しましたけれども、今の質問について、総務課長。

総務課長

ここに記載されている地域づくり総合交付金でございまして、これは北海道の補助金でありまして、人口だとかそういう制限がなく事業費に対する2分の1が補助される事業となっております。ただ、各事業によって上限額とかが設けられておりますので、今回の部門であれば、通常の2分の1の補助金相当が80万円入ってくるという計算となっております。

高山委員長

千葉委員。

千葉委員

これ純粹に2分の1というご回答だったんですけれども、先ほど言ったように、改めて何か事業を起こす場合は別メニューであるのでしょうか、防災に関するもので。

高山委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、お答えします。この地域づくり総合交付金の中で、例えば先ほどおっしゃっていたような備蓄をする施設を例えば購入するですとか、改修するというのも同じ地域づくり総合交付金の中で申請が可能となっていて、令和3年度だったと思うんですけれども、荷負小学校の体育館の器具室のほうを少し改修して備蓄品を備えるということで、申請が交付決定されたような形になっています。あと、コロナ臨時交付金等で、振内に防災備蓄品のコンテナ型の備蓄倉庫を購入したりということで対応をしております。

高山委員長

鈴木委員。

鈴木委員

同じ項目について伺いたいと思います。これは、町の関係の部署においての防災の食料とかも含めたものだというふうに理解しておりますけれども、そういった意味では福祉事業所等にも、実はそういう備蓄するものというのが常にありまして、3年に1度は更新しなければならないと。そしてたまたま令和4年度に更新の時期を迎える事業所もあるという話を伺っています。こういった予算がそういうところにまで広げて申請されたり、活用されたり、そういうこと

については可能なかどうか、伺いたいと思います。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、お答えします。地域づくり総合交付金の中で社会福祉法人等に対する補助が可能かという主旨かと思うんですけど、そこまでは把握しておりませんので、また社会福祉法人においても、町と同じように備蓄品の管理計画を立てて、定期的に購入をされているかと思えます。そこに対する特定財源まではちょっと把握はしていないんですけども、もしそういったことで社会福祉法人のほうから相談があれば、対応できる特定財源がないかということは確認しながら、協力して進められればと考えます。以上です。

高山委員
長

60、61ページでほかございませんか。なければ62、63ページ、ございませんか。それでは64、65ページ。ありませんか。66、67ページ。萱野委員。

萱野委員

66ページの2節で、立木の売払代が200万円ほど減額になっているんですが、この理由を教えてください。

高山委員
長

産業課長。

産業課長

はい、お答えしたいと思います。こちらの立木の売払いというのは町有林を皆伐、また間伐等、場合によっては工事の支障木等を売払いに出したときの金額になるんですが、昨年より200万円減額になっているのは、今年度の皆伐、また間伐の面積が昨年より減になっています。そういったことで200万円減額になっております。

高山委員
長

はい。ほかございませんか。なければ68、69ページ。木村委員。

木村委員

はい。69ページ1節の沙流川ダム地域振興基金の繰入金についてなんですけれども、充当の事業一覧ということで、結構な事業が並んでまして、基金の金額を見るともう1、2年でこの調子で繰入れていくとなくなるのではないかなという形になっていまして、それで、この事業の中には結構働いている人がいるような、人がかなり張りついている事業があると思うんですが、これが仮に、どういう計算でやっているのかわからないですけど、なくなるのかわからないのかもわからないですけど、なくなった場合この事業実施にちょっと関わってくるのではないかなと思うんですけど、それについてこの2年後、どういうふう考えているのか、お聞きしたいです。

高山委員長 総務課長	<p>総務課長。</p> <p>沙流川ダム基金でございますが、今回16の事業に対して充当を予定しております。当然、委員のおっしゃるとおり潤沢に基金財源を保有しているわけではありませんので、当然使えばなくなるという形ではございますが、これにつきましては、今後、将来的にはまた違う基金を充当するとか、そういうことも視野に入れながら、また、既存の基金を極力残すような形でまた新たに積み立てるとか、そういうやりくりをしながらこの基金を続けていきたいというふうに考えております。</p>
高山委員長 木村委員	<p>木村委員。</p> <p>はい。それでですね、この各事業の中で、上のほうの部分についてはアイヌ交付金でやれている事業が多いと思うんですよね。確かに交付金では足りない部分というのはありますので、その部分の充当なのかなというふうには考えているんですけど、そういう解釈で良いんですか。</p>
高山委員長 総務課長	<p>総務課長。</p> <p>当然、国や道の補助金などを充当しながら、上のほうはアイヌ施策推進交付金など国の補助金を充当しております。その補助裏分を基金として充当している形となります。</p>
高山委員長 井澤委員	<p>井澤委員。</p> <p>68ページのふるさと応援寄附金の見込みのところ、前年と同じということで2億円が計上されていますが、平取町ではかつての報告で平取産米、お米の需要の寄附に見返りの品でお米について件数も金額も多いように聞いていたが、令和4年度のこの予算の中で、増減がないというのは対策が立てられないのか、あるいは何か事情があるのか、その辺についてはどうなってますでしょうか。</p>
高山委員長 観光商工課長	<p>観光商工課長。</p> <p>はい只今の質問に対して回答させていただきます。ふるさと納税につきましては、コロナ前の令和元年度につきましては1億6700万円程度、昨年度コロナ禍ではあったのですが、ふるさと納税自体は伸びて1億7700万円となっております。今年度につきましては2月現在ではございますが、ちょっと2年度よりは下がりました、3年度につきましては今のところ1億4000万円程</p>

度となっております。この2億円というのを保留にしたというのは、まず、目標としては2億円を目指して、令和4年度につきましても、ウェブ広告などを踏まえたり、納税の返礼品のメニューを増やしたりとか、それで一応、目標として2億円という形で定めさせていただいております。現在のところちょっとまだ目標達成というには至っていないのですが、令和2年度の1億7000万円を超えるような目標で令和4年度も進めていきたいと思っておりますので、前年同額の2億円という形になっております。以上です。

高山委員
長

あと平取産米の関係、ふるさと納税に関わることについて。

観光商工
課長

平取産米については相変わらず好評をいただいております。特に定期での応募がそのまま継続されております。ただふるさと納税全体の中ではどうしても和牛、ラム、トマトジュースが主力となっておりますので、比率としてはどの辺というのは考えておりませんが、この主力の3プラス平取産米を中心に進めていき、なおかつ新メニューも増やししながら今後の展開を図っていこうと考えております。

高山委員
長

ほかございませんか。金谷委員。

金谷委員

69ページの15節の国保病院の特別会計、これは収入となって1億3695万4000円になっておりますけれども、この収入の内容についてベッド数で入ってきているのか、それとも稼働率で入ってきているのか、それについての内容をちょっと教えてほしいのですが。

高山委員
長

総務課長。

総務課長

病院会計繰出金でございますが、これにつきましては歳出で後ほど出てくるかと思いますが、今年度につきましては一般会計から病院会計への繰出金が1億円相当の増額になっております。その繰出金を出すための財源として、基金からその財源を求めたというものでございますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

高山委員
長

金谷委員。

金谷委員

今総務課長からの説明はあったんですけれども、基本的には交付金として入ってきているわけですから、その交付金の内容についてちょっと教えてほしいということで質問したんですけれども。

総務課長

今回の繰出金の財源を基金に求めたものでございますが、その原資となるもの

は普通交付税のルール分というのがございまして、それが原資となっております。

高山委員長 ほか、ございませんか。なければ70、71ページ。なければ72、73ページ。続きまして74、75ページ。76、77ページ。78、79ページ。80、81ページ。萱野委員。

萱野委員 81ページの1節で質問したいんですけれども、この400万円という収入があるんですけれども、歳出のほうでも400万円というのはあるんですが、この補助金が400万円あってそのまま収入が来るということで良いのですかね。これがよくわからないんですけれども、600万円の3分の2で400万円というふうに記載されているんですけれども、その内容だけ教えてください。

高山委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、お答えします。二風谷民芸組合が国から補助を受けて事業を行っています。この元金収入については、民芸組合が国から補助金を受ける期間のつなぎ資金といいますか、資金繰りが必要になったときに、町が民芸組合に補助金が入るまでの期間の部分について貸付けを行うという形になっております。

高山委員長 ほか、ございませんか。それでは82、83ページ。84、85ページ。鈴木委員。

鈴木委員 雑入のところにとよぬか山荘の管理負担金というような形で出ていることにかけてまして、伺いたいと思います。確か令和2年度か何かの時点で、それまでは、このとよぬか山荘の管理については豊糠自治会にということでありましたけれども、それが、豊糠自治会のほうからNPO法人を立ち上げて、そこで受けたというような形のことがあって、全員協議会か何かの場で説明を受けたという経過があるわけなんですけれども、ここで、こう見ているその相手先についてはどのように考えているのかということと、もし、その後そういった関係で地域とどうというような話を進められているのか、その辺について伺っておきたいと思います。

高山委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい。只今の質問にお答えしたいと思います。令和3年3月の定例会で引き続きとよぬか山荘の指定管理につきましては、豊糠自治会ということでご承認をいただいたところですので、現在の指定管理者は豊糠の自治会という形になります。その申し出があった際にコロナの交付金等が法人でないために受けられ

なかったことですか、なかなか募集で人員を確保するのに自治会という呼びかけではなかなか難しいというような考えから、NPO法人を立ち上げたいという相談を受けておまして、豊糠自治会の指定管理期間の中で法人への指定管理の切替えというのを考えたいというご相談を受けていたという案件になりますけれども、この際に指定管理について、管理者を募集せずに豊糠自治会を特命のような形で今まで指定管理を認めていただいた経緯として、自治会であって地域の利益につながっているということで、そのような形にさせていただいていたんですけれども、NPO法人となると改めて公募が必要になりますとか、これまで指定管理のほうで利益が上がって繰越として豊糠自治会が持っている財産の整理ですか、そういった問題がありますよということでお話をさせていただいて、それを議会でも共有させていただいたということになります。その後数回にわたって豊糠自治会とはこの関係で協議をしていて、まずは自治会全体の賛同を得ていただきたいということと、まずはこの繰越金についての引継ぎについて、まだ自治会のほうで整理がされていないということで、ここについては継続協議という形になっておまして、ちょっとなかなか今の形では話し合いのほうも停滞していますので、何か新しい提案を持って、何か違う考えを持っていただいて進められないかということで、また今後協議していきたいと考えております。以上です。

高山委員長

ほかありませんか。86、87ページ、88、89ページ、90、91ページ、92、93ページ。それでは歳入が終わりましたので、後ほどにした答弁もありますけれども、取りあえずここで休憩したいと思います。上の時計で40分再開ということで、お願いをしたいと思います。休憩します。

(休憩： 時 分)

(再開： 時 分)

それでは再開いたします。先ほどの質問で歳入全体が1度終わりました。もし、歳入全体の中で質疑漏れのある方がいらっしゃいましたら、それを受けてから、後ほど答弁保留になっていた内容等について担当課長から答弁いたしますけれども、歳入全般通して何か質疑し忘れた方、中川委員。

中川委員

先ほどちょっと質問を飛ばしまして申し訳ないんですけども、ちょっと戻りますけれども87ページ、22款1項3目の1節農業債の中なんですけれども、ここに令和3年度肉用牛飼養農家支援事業920万円というふうにあります。説明資料を見ますと、ここについては一応減額というふうに書かれていますけれども、この項目自体がなくなったのかどうか、その確認についてお聞かせ願いたいと思います。

高山委員長 総務課長	総務課長。 この部分につきましては財源の振替によるものでございます。
高山委員長 中川委員	中川委員。 ということは、1節農業債の中にこの項目はなくならないで、書かれてはいませんけれどもありますよという判断でよろしいですか。
高山委員長 産業課長	産業課長。 すみません、私のほうからお答えしたいと思いますが、こちらのほうについては起債の部に入りますので、歳出のほうではそれぞれ、畜産のほうではこの事業を見ていまして、その財源については一般財源を充当しています。ですから、なくなったわけではありません。
高山委員長	歳入全般でということがなければ、先ほど、休憩前に答弁の保留がありました56ページの衛生費補助金の中で、シカ関係ということでまず町民課長のほうからお願いいたします。町民課長。
町民課長	それでは56ページの衛生費道補助金の第1節の中のシカ関係の補助金について、実質的な補助率がどうなったかというご質問をいただきました。それについてお答えいたします。率につきましては68%程度の交付ということになります。それで、その際お答えをし忘れたものについて追加でお答えさせていただきたいと思いますが、シカに関する奨励金に関しましては、9000円のほかに運搬費として1000円がございまして、合わせて1万円を支出するんですが、その1000円に関しては国の交付金はございませぬので、道の地域づくり総合交付金の中で10%補助がされるということと、処理施設に運搬するんですが、処理施設に対しては1頭当たり4500円をお支払いします。それに関しても財源としては北海道の地域づくり交付金が10%で交付されることとなります。ただし、地域づくり交付金に関しましては基本的には10%なんですけれども、前年度より追加になった頭数分については50%が補助されるという仕組みになっております。
高山委員長 木村委員	木村委員。 今説明いただいたんですけれども、それを見て考えると、かなり町の負担が多いのではないかなと思って、これは前にも言ったんですけれど、いくら平取町が頑張っても、やはりほかの獲ったところに集まってくるというのはも

う絶対あると思うのです。その辺がやはり1番問題だと思うんですよ。これはやはり町の事業というよりも100%国の事業としてやってもらわないと、国や道の事業としてやってもらわないと、これは獲れば獲るだけ平取町が損をするという。確かに平取町のハンターの人たちの収益にはなるとは思うんですけども、やはり今のこの68%というのを聞くと、持ち出しがちょっと多過ぎるのではないかなと思ってですね。課長には頑張ってもらっていると思うんですけど、ぜひここについては国なり道なりがしっかり管理してやってもらうという。今日の新聞にもクマの話なんかが出ていまして、確かに何千万円だか、2000万円とか3000万円ぐらいの金額で、こんなもので出来るのかなというのちょっと思ったりもしたんですけど。シカに関しては本当に、町界というか、あれはないので、ぜひともその辺は課長に頑張ってもらって、町長にもぜひ道のほうにもお願いして、100%という形でやってもらえるようにしていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

高山委員長 町長、答弁しますか。町長。

長

町長

木村委員がおっしゃるとおり、やはり手薄なところにシカが集まるというような現実もあるようですけれども、管内としては対策協議会というような広域の組織も立ち上げていまして、それぞれ情報を共有しながら一緒に頑張っていきましょうみたいなところがあるんですけども、日高とか新ひだかの状況を見ても本当に結構な数を毎年捕獲しているというようなこともあって、会員の中でもいつまでやれば収まるのだろうというような疲労感みたいなものもあるんですけども。各町によっては特定財源分に単価を落としているような町も見受けられるということもあって、ただハンターさんのいろんな苦労を考えますと、なかなかそこは手をつけられないところかなと思いますので、この現状をさらにちょっと道などにも訴えて、やはりその辺の、まずはそういう財源的な補填といいますかね、そういうものについて協議会としても町としても、要望させていただければというふうに思っております。

高山委員長

長

それでは、答弁保留のありました56ページの衛生費補助金の中の自殺対策強化事業等について、保健福祉課長から答弁をお願いします。

保健福祉課長

課長

はい。櫻井議員の先ほどの質問にお答えしたいと思います。先ほど講習会のほう、実施していないと言ったんですけど私の記憶違いでして、今年度、職員研修会の中でゲートキーパーの講習会を実施いたしておりました。申し訳ありません。それで、そのほかに来年、今回は職員を対象としておりましたので、町民の方に対しても枠を広げていきたいということでもあります。令和3年度の予算につきましてはこのほかに個別のこころの健康相談といたしまして、相談員への謝金ですとか、個別のカウンセラーへの謝金ですとか、委託料ですとか、

そういうものに充てているというところです。

高山委員
長

櫻井委員。

櫻井委員

今の、こころの相談員という方達は、どこの誰にどういう形で支払っているのかと、あとどのぐらいの金額が支払われて、令和4年についてはそれをどういうふうな形でつなげていくのかというのをちょっと伺いたいんですけど。

高山委員
長

はい。保健福祉課長

保健福祉
課長

委託先は浦河の心理士の方とあと千歳の心理士の方にお問い合わせしております。3か月に1回程度まちだよりのほうにそういうような案内を出して、そういう相談を受けたい人について募集というか、いる方を集めまして、それでふれあいセンターのほうでそういう相談を行っているところです。金額にいたしましては相談員の謝金といたしまして9万2000円程度と、委託料といたしまして9万円程度の予算を計上しているところです。

櫻井委員

その相談員にご相談をしたらいかがですかみたいなパンフとか、ごめんなさい、あまり目にしたことがないものですから、何というのか、新聞とか広報等に織り込んであるのかというのはちょっと分からなかったものですから、その辺はきちんとやっていらっしゃるのですか。

保健福祉
課長

はい。相談に関しては、毎回3名から4名程度、相談に来られる方がいらっしゃいますので、それを毎回繰り返しているところです。継続して受けられている方もおりますので、そういうようなところでつないでいっているところです。

高山委員
長

これより歳出の94ページ。なければ95、96ページ。鈴木委員。

鈴木委員

95ページの1節の報酬、あるいは2節の給料に関わって伺います。ここに会計年度任用職員、あるいは再任用職員、任期付職員とか、フルタイム、パートタイムというようなことで書かれております。実は、令和3年度の予算書と数が変わっているということで、以前総務課長にお伺いしたところ、場合によっては、各課のほうに分けておいたほうがいい、そういうふうな部分もあるので、そういうふうな形になって数が変わっているというような説明を受けたわけですが、まず最初に、全体の確か令和1年かそこらまでは準職員とか嘱託職員、臨時職員というようなことで、人数と職種というのですか、そういうのが示されたものが予算質疑のときは必ず提出されていたというふうに思っていますけど、この会計年度任用職員の制度になってから、それが出されていないということで、ちょっとやっぱりわかりづらいと。どこの部署にどういう形で

居るのかということがわかりづらいのです。ぜひその資料をまず最初に出していただくことをお願いしたいなと思います。それで、まずそれが出た後でもいいんですけども、質疑そのものはできるかなと思う部分についてさせていただきますけれど、全体の数、令和3年度と比べて今年は変わっているのかなのか、パートタイムにしろ、フルタイムにしろ。その辺りをまず聞いておきたいなというふうに思います。

高山委員長

総務課長。

総務課長

職員の数でございますけれども、まず、一般職につきましては、ここに記載のとおり108名、それと、再任用職員につきましては5名、任期付職員につきましては16名、あと、今ご質問のありました会計年度任用職員でございますが、これにつきましては、各課の補助金申請等の便宜等の理由から、各担当課に張りつけておりますが、フルタイムは全職員で44名、パートタイムは全職員で32名、合計いたしますと205名の職員となっております。前年度と比較しますと、1名の減という形となっております。

高山委員長

鈴木委員。

鈴木委員

その会計年度任用職員について伺うんですけれども、会計年度任用職員はパートが32名、それからフルタイムは44名ということで、76名と。令和3年度の関係ではパートタイムが33名というふうに説明があったということで、ここに令和3年度予算書に実は書いております。それでフルタイムについては47名というふうに書いてあります。そういうことで若干数字が違うかなというふうに思いますけれど、その数字の変化の自分の受け止め方が間違っていなければ、どういう形の中で変わるのか伺いたいと思います。

高山委員長

総務課長。

総務課長

数字の増減でございますが、これにつきましては、各会計年度任用職員の方の自己都合による退職だとか、そういう部門で辞めたり、そのほかに補充だとか、そういう形で毎年増減がございますので、それによりまして、今回の職員の数となっております。

高山委員長

鈴木委員。

鈴木委員

最近、少しこう、いろいろな話が聞こえてくる中で、必ずしも本人自体は退職したいというふうには思っていなかった、あるいは思っていない。だけれども、次年度の採用はないという形のお話は聞こえてきます、はっきり言って。そう

いう形の中で、この会計年度任用職員のそういう事例が一切ないというふうに、今、総務課長はお考えのうえで答弁されたのかどうなのかなということ。それもあわせて伺いたいと思うんですけど、もう一つはこの会計年度任用職員の任用に当たっての公募、あるいは面接ということが資料、2年前に配られた資料の中で出ております。それで、ここにも公募、面接の関係で書かれているのは、例えば人事評価の結果にもよるが次年度以降も必要な職場であったり、特殊事情がなければ次年度以降の公募、面接はせず、2回まで更新するというふうに書かれている。12月もそういう話をしましたけれども、それでその次に、人事評価の実施ということが書かれておまして、簡易な人事評価制度を検討、実施ということで書かれています。そこで伺うんですけど、もし、先ほど言いましたような、本人は辞めたいとも何とも思っていなかったけれど、採用出来ませんよ来年度は、というような話があったとしたときに、結局はこの人事評価によっているのかなという理解をするんですけども、この人事評価、簡易な人事評価制度を検討、そして実施というふうに謳っています。これ、どのような内容でやっているのか、そのことを伺います。

高山委員長
総務課長

総務課長。

まず、前段、会計年度任用職員の制度的なお話をさせていただきます。会計年度任用職員といいますのは、あくまでも、1年を任期として採用をしております。1年経過後につきましては、改めて面接をして採用の可否を決定するという形となっております。それと、人事評価の部分につきましては、ちょっとなかなか一言では言いにくい面もあるのですが、職員の場合は、かなりの細かい項目がございまして、能力評価だとか、そういうものがいろいろございます。そういうものを積み重ねて各職員が自分の設定した目的、目標を自己評価してもらいます。そしてそこに点数がつくような形となっております。会計年度任用職員の方々につきましては、我々一般職とはまたちょっと違ひまして、もっと簡単な、本当に3つ程度の自己目標を作ってもらって、それが出来たか出来なかったかという、簡易な人事評価を実施している状況でございます。

高山委員長
鈴木委員

鈴木委員。

今、本当に簡易な2つか3つぐらいのものの評価で、ということでお話がありました。そこで具体的に書面化しているものがあると私、思いますので、先ほどの会計年度任用職員の配置関係の、それとあわせてその人事評価の書面、それもぜひ提出していただきたいと思います。よろしいですか。

高山委員長

総務課長

総務課長	<p>各会計年度任用職員につきましては、先ほどご説明したとおり各科目に分かれておりますので、なかなか把握しづらい面があるかと思っておりますので、この部門につきましてはわかりやすい、何か1枚の紙で提出させていただきたいと思っております。また、人事評価の部分につきましては、個人情報等の関係もございまして、様式につきましてはお示しすることが出来ますので、各職員の立てた目標、それに対する評価など、そういうものにつきましては、ちょっと控えさせていただきたいなと思っております。</p>
<p>高山委員長 鈴木委員</p>	<p>鈴木委員</p> <p>人事評価の評価表というのはどういう項目があって、ここに書いてあるのは簡易なものということなので、それ自体のことでありますので、職員が書いたものを提出してください、そんなことは当然言いません。そういうことで、ぜひお願いします。</p>
<p>高山委員長 井澤委員</p>	<p>それでは後ほど提供できるということによろしいですか。井澤委員。</p> <p>この会計年度任用職員の制度が始まって、この3月末で多分丸2年が経つのではないかと思いますが、この制度が始まったときに、このフルタイムの会計年度任用職員について、人事考課も行って、それで有能で将来性のある方については、正職員への登用も当然あり得るということで、その時に、当時の総務課長、現副町長からお答えをいただいたと思いますが、そういうときに、今簡易な人事評価の中だけで、そのようなことができるのかどうか。あるいは、そういう意味では簡易な評価にとどめておくということであれば、正職員登用ということは現実には考えていないのか、その辺のことを含めてですね。任期付職員16名、これはいろいろ専門職、有資格者の職員の方も含めて、この任期付職員、それから会計年度職員の中から、人事考課の中で大変優秀で将来性のある方については、2年では評価は難しいかもしれないけれども、3年ぐらい経ったときに評価して、働いてくださっている職員の方の将来性と、また役場での働きをさらに意欲を持ってやっていただくことにとっても大事なことはないかなど。皆さん全員この方々は町民ですし、大事なことはないかと思うのですが、その辺のことについて、どのような方向で考えておられるかについて教えていただければと思います。</p>
<p>高山委員長 副町長</p>	<p>只今、答弁調整中ですので少々お待ちください。副町長。</p> <p>まず、会計年度任用職員の正規職員にということですがけれども、会計年度任用職員については毎年簡易な人事評価をするということになっておりますけれども、それが最終的に優秀であれば正規職員にということとは現実的には考えにく</p>

くて、例えば今、実際、実施をしている社会人枠なども含めて、その中では検討できるというふうに思っています。また任期付職員については、これは専門職がほとんどですので、場合によっては正規職員化ということも、これも当初3年程度ずつということ考えていますけども、場合によっては正規職員化ということもあります。

高山委員
長
井澤委員

井澤委員。

副町長の答弁がこの制度、会計年度任用職員のことに限って言えば、私がいろいろな提案をいただいた時に質問した時と、今は回答が変わっているのがどうしてなのかがわかりませんが、今、10月1日付とか、この年度の途中からでも、必要な職について、経験のある方の職員を採用するという同じようにですね、やはりこの会計年度任用職員のそもそも制度は、国家公務員の中で全部で60万人に及ぶいわゆる1年契約で働いていただく方の処遇を改めようということで、それが自治体の役場職員にまで採用されたと思いますが、そのことの中でずっと働いてくださっていて、そして働く年数が長ければ長いほど、正規職員と同じ年齢であれば正規職員との差が広がっていく、給与格差、処遇が広がっていくということに対して改善する一歩であるし、それであれば、優秀な方については正職員登用も可能ですかということではお聞きした時に、それは可能ですという回答を現副町長からいただいておりますが、それが変わったことについては、説明を受けていませんが、今初めてお聞きしましたが、それは大変よろしくないのではないかと思います、積極的にそういう登用すべきではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

高山委員
長
町長

町長。

前回の答弁が詳細、私もちょっと記憶が薄れているところあるんですけども、今、私どもの職場の人材確保の現状といいますか、本当に大変な状況というようなこともありまして、何とか今までの町村会の試験を経て、二次試験、三次試験で採っていくというような方法では、なかなかこう確保が難しい状況になってきておりまして、昨年からは社会人枠というようなことで、もっとももっとこう、独自の採用方法を模索しようというようなことも含めて、いろいろとやっているようなところがございまして、そういった人材確保の一環として、こういった今一生懸命やっておられる会計年度任用職員とか、そういう方々のいろいろな状況を見て、それを正規な形にすることで、より本人のモチベーションが上がるとか、その部署には本当にふさわしい人とか、そんな判断をさせていただいて任用するというようなことがあるというような意味で回答したのではないかというふうに思っておりまして、そういう採用の方法については今後もっともっと弾力的、柔軟的に私ども考えたいと思いますので、この辺の再任用

化についても、さらにいろいろな公平性とかそういうものも考えなければなりませんので、さらに検討させていただきたいというふうに思っています。

高山委員
長

井澤委員。

井澤委員

正規な日高管内での職員採用の一次試験を経て、希望者の方について、そして面接等を含めて二次試験で採用するという、正式なこれまでの採用の方法の中で採用して、1年も経たないうちに辞めていくなんていう方も、この庁内、役場職員の中でも現実にあったような状況でいけば、そういう意味では新人採用については、よくよく判断されたうえで採用しても、なかなか思うようにいかないというところがあって、町理事者も大変ではないかと思えますけれども、そういう中で、この処遇を改善した会計年度任用職員の中で、本当に人格も業績も優れた人を正職員に登用していくのは、僕は当たり前なことではないかと思うので、それについて、人事評価の項目を簡易なものに今、この2年間で実績が出来ておりますけれども、そういう中で、やはり本当に優秀な職員がいるのだということの評価、判断していただいたうえで、本当にそこにつながるような人事考課表も、会計年度任用職員については私は作るべきではないかと。管理職の負担も増えるかもしれないけれども、本当に良い人材であれば、毎年毎年1年たつごとに同年齢の正職員と給与、処遇の差がついてくる中で、楽しく仕事できるわけではないと思います。だけど町から離れないというか、町でこの役場で働くことが大好きだという方々がそういうふうに働いてくださっているわけですから、そして全員が平取町民ですから、その辺のことについて、役場の職員は正職員だけではなくてこういう任期付職員、そして会計年度任用職員、その中でもパートの人も含めて、一生懸命誠意を持って働いてくださっていることに、町理事者がそれに応えることがなければ、正職員が偉くてほかは駄目だとかいうような、そんなことを頭の中に持たないで、この人材不足の中で良い正職員の正式採用の中で、どれだけ良い方が平取町に来てくださるかかわからないような状況になっているところの中で、今、目の前で働いてくださる方を正式に正しく評価して、正職に登用するというようなことが何よりも人材確保、そして、働きの意欲を増すという意味では大切ではないかと思えますので、今一つ、その辺の判断についてお伺いしたいと思います。

高山委員
長
町長

町長。

正職員が良くて会計年度任用職員が悪いなんていう評価を私どもはしておりませんので、定数外職員とそれ以外というようなことでの、雇用の形態の違いという捉えをぜひしていただきたいというふうに思っております、会計年度任用職員を採用する場合も、きっちりこの職でこういう仕事をやってほしいということで、我々期待して採用しているわけですから、先ほども申しましたよう

に、そういう優秀な職員等も含めて、その正職になる、やはり正職員と会計年度任用職員では、本当に待遇とか福利厚生の間でも違ってまいりますので、そういうところも含めて、もっともっと総体的に、それから採用の仕方についても、より良い人材を確保できるような手法も含めて、検討させていただきたいということを申し上げたいと思います。

高山委員長
櫻井委員

はい、ほかにございますか。櫻井委員。

96ページ12節委託料の最初の職員研修委託料なんですけれど、昨年の委託料が94万7000円というのが、672万1000円と大幅に増えているんですが、これの内容について伺いたいのですが。

高山委員長
総務課長

総務課長。

職員研修でございますが、令和4年度におきましては、外部専門医の方を招聘して、新たな研修を進めていきたいと考えております。額につきましては、後ほど歳出で出てきますが、555万5000円、これを計上したところでございます。

高山委員長
櫻井委員

櫻井委員。

はい。672万と計上されているんですけれど、550万円の残りの部分は。

高山委員長
総務課長

総務課長。

残りの部分につきましては、例年実施している職員研修を実施していくものでございます。

高山委員長
井澤委員

ほかございませんか。95、96ページですけれども。井澤委員。

関連しますけれども、この550万円、外部講師、委託して研修するということが、職員のメンタルヘルスチェック等のことが毎年しなければならないと、自由回答のところ、最近では職員の回答率が半数を割っているような状況かと思いますが、その中でストレスを感じている職員の割合は一定数がいて、一等最初のやったときのことを言いますけれども、そのときに半数ちょっとの回答で11%という数字があって、僕は非常に高いので驚いたということがありますが、そのあと私が指摘した中でいろいろと外部研修、また、いろいろなハラスメントに対する研修を管理職がしていないという状況の中で、研修を少しずつ進めてきていただいている、令和4年度では550万円というようなこと

で講師委託というそういうことが計画されているということですが、もう少し具体的な内容、どの分野においてどのような研修というようなことがわかれば教えていただきたいと思います。

高山委員長
総務課長

総務課長。

令和4年度の研修内容につきましては、後ほどお答えしたいと思います。

高山委員長

ほかございませんか。次に97、98ページ。なければ99、100ページ。四戸委員。

四戸委員

14節の職員住宅解体工事に関わりましてお聞きしたいと思います。説明では工事は職員住宅、それから芽生の教職員住宅、これの解体ということになる説明だと思えますけれども、そこでお聞きしたいのは、現在、職員住宅、それから教職員住宅について、空いている住宅があると思うのですが、何軒ぐらいあるのかちょっとお聞きしたいと思います。

高山委員長
総務課長

総務課長。

職員住宅につきましては、全部で68戸ございます。そのうち、入居済みの住宅が45戸、23戸が空いているという状況で、入居率につきましては、66.2%となっております。

高山委員長

教員住宅はわかりますか。教員住宅は後ほどということによろしいですか。四戸委員。

四戸委員

今、総務課長からの答弁で23戸、これは職員住宅が空いているということですが、空いている住宅については、まだ使用できる住宅はあると思うんですが、一般の町民の方にも貸している住宅もあるとは思っております。今後、この空いている職員住宅、これを一般の町民に貸し出すことは可能なのかなのか、その辺について伺いたいと思います

高山委員長
総務課長

総務課長。

空き家につきましては、職員住宅の場合、個人の方を入れるという取り扱いはしておりません。あくまでも、法人と町とで契約をして、法人に貸付けて、その法人の職員が入居するというケースはございます。それと、この空き家につきましては、令和3年度から始めた職員の採用形態もちょっと変わりつつ、社会人枠の方々も採用しておりますので、今後、そういう方々が採用になった

場合につきましては、そういう方々に優先して職員住宅をあっせんしていきたいと考えております。

高山委員長

四戸委員。

四戸委員

今の答弁で、一般の町民の方には貸し出しはしないというふうに聞こえてきました。法人の方には貸すのだと。法人の方も町民の方だとは思うのですが、今、公営住宅が新しく建っております。昔低家賃住宅と言いましたけれども、そこから出なければならぬ人たちが結構いると思います。事情がありまして、どうしても新しい住宅には入れないという方もいらっしゃる。だから、そういう方に対してでも、せつかく水洗化したりなんかしてお金をかけて直した職員住宅なんですけれども、やはりそういう町民の方にも入っていただけるような考え方にならないのかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

高山委員長

総務課長。

総務課長

職員住宅への入居につきましては個々の事情があろうかと思いますが、あくまでも職員住宅は職員のための住宅ですので、その辺、ケースによっては、協議して今後考えていくものもあろうかとは思いますが、ただ、基本的には職員のための住宅ですので、そこだけご理解のほどよろしく願いいたします。

高山委員長

ほかございませんか。中川委員。

中川委員

関連して、今の14節の工事請負費の中で、四戸委員がほとんど聞いてくれたんですけれども、この解体後の活用方法というのは、町のほうではどういうふうに考えているのか。その辺、お伺いしたいと思います。

高山委員長

総務課長

総務課長

今回職員住宅で解体するのは、この役場の横の3戸あるうちの1戸でございます。ちょっと敷地の状況等を考慮したときに、なかなかすぐ今後の活用方法等が見受けられませんので、その辺につきましては、計画的に今解体を進めていく形を取っておりますので、ある一定程度の土地が確保出来た場合につきまして、今後、検討していきたいと考えております。

高山委員長

中川委員。

中川委員

その下に芽生のほうも一応、教職員住宅解体ということになってはいますが

も、こういう所を各自治会と相談して、こういうふうに使ってもらいたいとか、例えば公園にしてももらいたいとか、そういう話はないのか。例えばこういう各自治会と、そういう所に行ったらそういう話を一切していないのか。ちょっとその辺、お伺いしたいと思います。

高山委員長
建設水道課長

建設水道課長。

はい、お答えいたします。芽生の旧教職員住宅の解体につきましては、自治会のほうからも危険な建物ということで取り壊しいただくようにという要望の中で進めてきている状況がございます。取り壊した後の利用というのは、今現在、元の芽生の学校の跡地に建っている住宅ですので、危険建物を撤去して、それですまずは一度景観を整えるという状況での考えまでしか考えておりませんが、今後また自治会からの要望等がございましたら、検討させていただくのかなというふうに思っております。

高山委員長
中川委員

中川委員。

私ちょっと心配しているのが、私の地元去場でもそうなんですけれども、こういうものを解体した後、更地にしてきれいにはなるんですけども、1年、2年すると草がぼうぼうになりますよと。そういった場合には、では誰が刈るのか、町もなかなか忙しくて刈れない、では仕方ないので自治会でそこを刈りましようとかという、そういうことをやっているところもありますけれども、その辺のところ、どう考えているのか、お聞きしたいと思います。

高山委員長
建設水道課長

建設水道課長。

はい。遊休町有地の対応ということだと思いますけれども、確かに委託費及び修繕、草刈りの手数料等については、潤沢に予算配当していないというのも実情でございますので、今年はちょっとあれなんですけど、令和5年度に向けて、その辺のほうを検討しながら、理事者と協議しながら対応する方向で考えていきたいなというふうに思っております。また自治会との協働という部分でお願いすることも、内容によってはあるかもしれませんが、その辺のほうを4年度1年かけて調整していきたいなというふうに考えます。

高山委員長
松澤委員

ほかございませんか。なければ101ページ、102ページ。松澤委員。

はい。102ページ10節需用費の印刷製本費なのですが、令和4年度からまちだより等の作成業務が観光商工課に変わるということで、記事が増えたり内容がリニューアルされるのではないかと感じていましたが、令和3年度と金額

が全く変わっていないようですけれども、そのことについてどのようにお考えになってこの同じ、まさか同じ内容で同じようにやっていくとは思ってはいないのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。一応、印刷製本費につきましては、年間発行する部数計画とページ数の計画、あと、カラーページの計画ということで積算をしているところございまして、紙面の内容の工夫については、限られたページと予算の範囲の中で創意工夫していくということで、取りあえず例年どおりの予算ということで、ページの増量ですとか、カラーページの増量というところは、協議の中では今年はしていないという状況になります。その中で紙面も担当部署も変わるということで、紙面のリニューアルについては、既定の予算の中で工夫していければと考えます。

高山委員
長

松澤委員。

松澤委員

はい、わかりました。わかりましたけれども、できれば、コロナに関することも令和3年度の中でいつもと違った形でいろいろ発行していただきまして、やはり町と町民との連絡ツールとしては、やはり1戸1戸に入れられる物でありますし、大事なものだなというふうに痛感しております。せっかく新しくやろうとしていることに中身を、では今までの中身を減らして、観光商工に関するものを入れるのかというと、それでは新しくそうしていくことの意味といいですか、そういうものはちょっと悲しいなという感じがしますので、創意工夫というものもあるかもしれませんが、それでは今までやってきた中のものが必要のないものがあるということになりますので、そこはなるべくなら、金額とは言えませんが、ぜひいろいろなことを考えながらやっていっていただきたいと思います。お金は仕方ないと思いますけれども、はい。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

そうですね、同じ予算の中で工夫の中でということで考えて組んでいる予算ですので、恐らく担当部署も変わるということで、注目されるころだと思しますので、期待に応えられるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

高山委員
長

鈴木委員。

鈴木委員

101ページの報酬について伺います。間伐調査員2名ということで、前年と比較して108万円、そして手当入れて120、130万円ぐらいですか。こ

これは確か課長が課長になられてから、この間伐調査員の後継者をぜひ育てていきたいということで、3名という予算計上されてきたというふうに理解しておりますけれども、なかなかやはり対象者がいないということなのかなというふうに思います。結局はやはりせつかく増員しようとして、そのための予算がマイナスしてみると120、130万円と、これでは手挙げて応募したいという人がやはりいないと思うのです。間伐調査員という限られた、表現にはなっているけれども、もう少しこの仕事の幅、拡大するとかしながら、こういうのは通用するのかわかりませんが、森林環境税とかという形のものも、全額使われないで半分ぐらいが積立てになってしまうという状況も含めて、そういうものの活用も含めながら、もう少し現実的な所得が得られるような形、そして仕事の内容ももう少しそれに合ったような形の拡大をしながら、本当にこれからの将来の町有林の、そういうことを担っていく人材をぜひ育てていただきたいと思うんですけれど、その辺についてはいかがですか。

高山委員
長

産業課長。

産業課長

はい。鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。令和3年度の定例会の予算審査特別委員会の時にも、鈴木委員のほうからこの内容についてご質問があって、当時私は更新というか、新たに、今の間伐調査員の方が高齢者という部分の中で更新していききたいということで、3名という形で上げさせていただきました。その時には、パートタイムという形で季節的に、今、間伐調査員は4月から11月までという雇用期間でやっているんですが、その時にもやはり、1年間フルに使うような形で検討してはどうかということでお話があったと思うんですが、その時には、1年この形でやらせてほしいということで、令和3年予算付けをさせていただきました。実際に公募したんですけど、やはりなかなかそういう季節的な雇用だとなかなか申込みもないということで、その時にも答弁させていただいたのですが、理事者とも相談をさせていただいて、令和4年度からはフルタイムで、ですからこちらのほうは会計年度任用職員の一般管理費のほうで1名増という形で、令和4年度からはそういう形の中で3名体制にしていきたいというふうに考えています。

高山委員
長

ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員

町広報印刷製本費、102ページの10節需用費の中のところで、松澤委員が質問されたことの若干関連で質問しますが、この令和4年から町は電子化、DX化を強く進めるということの方針が出ていて、いろいろなところで予算化もされていくのかもしれませんが、12節のところでは町ホームページ運用保守なんていうホームページのこともありますが、今後そのDX化を進める時に、ホームページで見てくださいということが言えるところと、こういう町広報、

カラー刷りの表紙の広報と、町広報は月1回で、そして、12月に合併号で出るので1月というのが、厳密には出ていないのではないかと思います。それと月2回のまちだよりということで、町のいろいろな行事をお知らせするというようなことが出ていますが、その辺のところをどうDX化していくかについては、何か方針をお持ちでしょうか。

高山委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。只今の質問にお答え申し上げます。取りあえず今年のホームページの運用費については、通常のページの管理委託とサーバー委託と考えて組んでおりますけれども、おおむね5年ごとにホームページのリニューアルというのを、これまでも実施をしてきているところです。その中で今、令和5年度を目途にホームページのリニューアルを検討しているところです。その時にはDXの部分で使える財源等あるかなんですけれども、その辺はまだちょっと検討が足りないところなんですけれども、取りあえず紙面の充実というか、ページの充実という面で、現在のホームページの閲覧数が令和3年度で大体17万5000アクセスぐらいなんですけれども、総合計画の中では令和7年度までに22万件ぐらいに見えていただけるようにという目標を設定していますので、その辺です。5年の間にかなりホームページのページの方もかなり変わってきているというか、けっこう流行りがあって、動画みたいなものが最初に取り入れられたりとか、そういうページも増えていますので、そういった中で、あと観光のところやはり1番うちのホームページも見られてるという傾向もあるので、そういったことも分析しながら、閲覧していただけるようなホームページづくりを、令和5年度以降目指していきたいと考えております。以上です。

高山委員長

はい、井澤議員。

井澤委員

方向性が見えてきましたけれども、広報、まちだよりの発行が観光商工課に担当が変わっていくということについて、それでページ数が増えたりしないのかということで、予算が同じで大丈夫だろうかという、松澤委員が心配しておられましたけれども、担当課が変わることで、より充実して見ていただける、読んでいただける、そういう広報になることが何よりも町の、そういう意味では人ではなくて印刷物、あるいは情報提供としての看板でありまして、世の中はそういうもので今動いている時代ですので、担当課が変わったところで同じ内容で行くのではなくて、観光に少し力を入れたということがありますが、そういう意味では一定数の予算をつけてでも、DX化と内容の充実に向けて取り組んでおかなければ、他の市町村に遅れてしまうということがあるのではないかと思いますので、その辺のことについてはもう一度いかがでしょうか。

高山委員長
まちづくり課長。まちづくり課長。

まちづくり課長
まちだよりの充実ということなんですけれども、広報広聴のほうの担当が観光に移るという中で、とりあえずはこのまちだより、広報誌見合いの印刷製本費については同額とさせていただいているんですけども、例えば先ほど松澤委員がおっしゃられたコロナの関係については、例えば、別の色の紙で、別に記事にするのではなくて、織り込んで臨時で出しているということを強調していただきたいというのを実現するには、例えば総務課のコロナの対策費を使わせていただいたりということをしましたので、ちょっと観光の予算でも活用できるものないか考えながら、その辺は検討してまいりたいと思います。同じ紙面にならないようにということでしたので、そちらについても新しい担当部局と相談しながら、紙面の充実を図っていただければと考えております。以上です。

高山委員長
ほかがございませんか。木村委員。

木村委員
102ページの18節の自治振興会の補助金についてなんですが、いつも僕言っているんですけども、この頃の平取町における自治会の活動がかなり停滞しているのではないかなと思っていました、自治振興会ももともとは教育委員会にあったものがまちづくり課に移ったと。これ広報が担当してやっていますけども、まず一つ目はこの広報が観光商工に移るということで、自治振興会の扱いはどこが受け持っていくのか、それをちょっと一つ先に教えてもらいたいんですが。

高山委員長
まちづくり課長。

まちづくり課長
はい、お答えいたします。自治振興会の事務については引き続きまちづくり課が担当してまいります。

高山委員長
木村委員。

木村委員
それで、去年も言っていて、活性化が必要ではないかということは常々言っています、今このコロナ禍でなかなか活性化と言ってもうまくいかない部分はあると思うんですけども、ただ自治会というのは、前にもちょっと一般質問で言ったんですけども、やはり、平取町の要になるものではないかなと思って、この活性化に向けてやったらどうだということで前回も言ったんですけど、実際この令和3年度にどういうことを活性化に向けてやったのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

高山委員長
まちづくり課長。

長

まちづく
り課長

はい、お答えします。令和3年度の具体的な取組としては、まず生涯学習課から引き継がれた事務が多数あったので、まず事務整理と、それと活性化ということなんですけども、その前に停滞してしまって動いてない自治会があるので、その統廃合の調整ということを行ったということになってます。具体的にある程度やれているというところとあれなんですけど、運営がきちんとなされている自治会に対する、そのさらなる活性化というところについてはなかなか出来なかったのかなというふうに思ってますけれども、その中でも今回、タイムラインのほうで、統合型GISのほうを充実させましたので、実験的にというか試しにやったのがそのコミュニティタイムラインということで、荷葉自治会とは、個別に2回ほどコミュニティタイムラインということで、荷葉地区の災害に向けたタイムラインの研修というのをやらせていただいたのが、新たな取り組みとして1つございました。そんな感じでございます。

高山委員
長

木村委員。

木村委員

前にも言ったんですけど、自治会の役割としては独居老人だったり、高齢者だったり、そういう地域の見回りという形ででも、福祉の部分でかなり貢献するんですよね。そういう意味も込めて、自治会活動を押し上げていくというのは、本当に平取町にとっては重要だろうなど。平取町の職員の数を見ても仕事量を鑑みると、かなりのオーバーワークになっている部分もあると思うんです。そういうのを考えれば、やはり地域の協力というのは、やはり少しでも得たほうが町にとって、これ本当にプラスになると思うんです。やはり地域は地域で助け合いながら、やはり見回りについても全く顔の知らない人間が独居老人のところを見回るといことにはならないので、地域の中で、うまく昔ながらのご近所付き合いみたいな、そういう温かいまちづくりとか地域づくりをしていただければ、孤独死なんていうことも少なくなるだろうし、助け合いも続くのではないかと。除雪、この前一般質問でもありましたけれど、除雪とかそういうことについても、やはり自治会が中心になってどう進めていくんだということを議論していただくとか、そういうふうにして自治会で解決できることというのはあると思うんですよね、僕も自治会長10年やっていて、すごくそういうことを感じていますので、ぜひとも自治会活動を活発化させるような何か、今、課長のほうからいろいろやっているという話はあるんですけど、より一層やっていただきたいと。そういう意味で今自治振興会が今自治会のトップになっていますので、ぜひとも自治振興会の中からそういうふうに各地域に波及できるような、何か対策をこの中でやっていただきたいなと思いますので、お願いします。

高山委員

町長

長
町長

私の4年度の執行方針にも自治会の活性化というような内容で盛り込ませていただいております、おっしゃるとおり、本当に役場だけでは出来ない仕事も多々あるというようなことで、もちろんまちだよりの配布とか、そういうのもお願いしているようなところもありますし、課長の答弁にもありましたけれども、本当にもう人口減少等で、今までの自治会の組織が物質的にというか、もう成り立たないというようなところもありますので、その辺の統廃合もあわせて、我々も支援しながらやらなければならないというところもあるのかなと思ひまして、やはりコロナが2年間続いているというようなことで、それを理由にやはり活動もぐっと停滞しているというようなところもありますので、そのような状況を見ながら、本当にこれからの自治会活動を担うべき大きな組織として自治振興会というのはありますので、私どもその事務局を担うということで、何とか活性化に向けてといたしますか。逆に本当に現実としては、もう自治会では出来ないから役場何とかしてくれというような声もあることは現実なんですけれども、その辺もいかに役場が関わって、うまくその地域の方がやっていただけるような形をとるかというようなことも含めて、再度、改めて検討させていただければと思います。

井澤委員

関連しますが、自治会に関しては役場職員が業務外で地域担当職員ということで、2、3名ずつですか、各自治会に張りついでいただいて、総会だとか行事だとかそういうことについて支援していただいているという状況があって、大変ありがたいことだと思うんですが、貫気別地区でいきますと支所がありますので、業務上、正確には良いか悪いかわからないですけれども、支所長に自治会の事務局も委ねながらという長い歴史でずっとやっていただいたということがあって、なんですけれども、貫気別支所のところで見ていただく自治会、地区でいけば、貫気別とそれから旭と芽生というような状況ですが、今平取ダムの工事が完成してより良い橋が豊糠まで架かったということで、多分、支所であれば、所属管轄の振内支所よりも貫気別支所のほうが、多分時間的には早く用足しができるのではないかと、豊糠の方から駆けつけて用足しをするときに、そのような社会条件の変化があったということと、それから荷負地区に関しましては、20数年前から、地区敬老会を各地区自治会個々では出来なくなってきたということで、貫気別の3地区とそして荷負地区で合わせて4地区で合同敬老会をやってきたというようなことで、そういう実績で、荷負は役場本町地区の担当ということになっていますが、振内支所、そして貫気別支所を、現町長も今後も行政のみで維持していくということ、言葉をいただいておりますので、今後この自治会機能を行政で補佐していただくということがある程度必要だというときに、振内、貫気別支所の管轄地域を実態に合わせて見直すとか、そういう中で支所の活性化、そしてまたそれぞれの自治会が支援をしていただくことで、活動が落ちていくのを何とか踏みとどまれるような、そういう

ことにならないかなと思っていますが、地域担当職員の配置のこととか、それから振内、貫気別支所の職員配置だとか、担当区域とか、その辺のことについては、何かお考えがありますでしょうか。

高山委員長 もうちょっと簡潔に言っていただければ時間の関係もありますので、地区担当制度が機能しているかどうかということをお聞きしたいということですのでよろしいですか。

井澤委員 違います。

高山委員長 違いますか。今の答弁は誰が、町長。

町長 いわゆる行政区といいますか、支所本庁の担当区割りを変更できないかというようなことだと思いますけれども、確かにインフラとか先ほど橋の話もありましたけれども、環境が変わっているというようなこともありますけれども、以前からその管内での人の行き来とか、そこでのコミュニティみたいな意識みたいなものもありますので、いきなり区割りしますよといったときの支障とか、それから、現に今の区割りで何か支障を来しているとか、そういうところがあればいろいろ、検討しなければならないところもあるのかなと思いますけれども、その辺ちょっとさらに、そういうことがあるのかみたいなものを検証をしながら、どうしても必要なところは検討するようなことになろうと思いますけれども、今の支所の配置等考えても、現在の区割り等で当面はやってもさほど行政的に支障がないかなと思いますので、またいろいろ、こんなところにちょっと支障があるというか、そういうことがあれば、ぜひお伝え願います、それに基づいていろいろ私ども検討するというようなことにさせていただきたいと思います。

高山委員長 はい。それでは休憩に入ります。午前中はここまでとし、午後1時から再開するものとしますので、以上でもって休憩に入りたいと思います。ご苦労様です。

(休憩：午前12時00分)

(再開：午後1時00分)

高山委員長 それでは再開いたします。午前中にそれぞれ資料の提供等をお願いしてあった、まず、95ページの資料ということで、会計年度任用職員だとか、それから人事評価の様式等については、お手元に配付している通りでございます。続けて96ページの職員の研修項目の予算増額に伴う内容も含めてということですが、研修項目がどんな研修をとということは、口頭で総務課長から答弁をお

願いたいと思います。総務課長。

総務課長 令和4年度における職員研修の計画でございますが、これにつきましては日高町村会、または市町村研修センターが主催する基礎研修や管理能力研修などに出席する予定でございます。現在の予定は59名の職員を参加させる予定となっております。また、合わせまして職員の研修でございますが、令和4年度におきましては、人事評価における研修、それとハラスメント防止研修など全部で7つの研修を計画しているところでございます。

高山委員長 はい。どうもありがとうございます。続きまして午前中の99ページにあります職員住宅の解体工事関係に伴う質問の中で、教員住宅の関係等のご質問がありましたので、担当課長より口頭にて報告をお願いしたいと思います。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは午前中に四戸委員からご質問のありました、教職員住宅の状況でございますけれども、現在98戸ございます。そのうち、現在空いている住宅が14戸ということになっております。そのうちもう使えないような住宅が6戸から8戸ほどあるというような状況でございます。以上です。

高山委員長 はい、ありがとうございます。ただいまそれぞれに資料なり答弁をした内容等について、ご質問再度ある方いらっしゃいましたら、まずお聞きしてから次に進めたいと思いますけれども、特にありませんか。なければ103ページ、104ページ。続きまして105ページ、106ページ。櫻井委員。

櫻井委員 105ページの報償費なんですけれども、令和3年度の予算の中には、道の駅検討協議会の謝金ということで9万円が載っていたんですけれども、今回これが載っていないんですよね。これはどうして載っていないのか、ちょっと説明願いたいのですけど。

高山委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ただいまの質問についてお答え申し上げます。道の駅検討協議会についてはその要綱上、今年度の道の駅の検討の考え方に合わせまして、3月31日までの協議期間というふうにして、3月31日まで限りということで協議会要綱を設定しておりますので、一応この3月で一応の検討結果を出していくという目途で行ってございましたので、次年度の予算は編成していないという形になっております。

高山委員 櫻井委員。

長

櫻井委員

確かに3月31日というのは、自分もそれに参加しているのでわかっているんですけど、今まで2回の会議が行われているんですが、内容的には一向に進んでいないという状況なので、3月31日に決定を下すということは到底無理だと自分としては思っているんですけど。これやはり、今後道の駅の検討するに当たっては、是非続けていってほしいとか、いかなければならないと思っているので、その辺りのことをもう少しご答弁といいますか、説明していただけますか。

高山委員

長

町長

町長。

私からお答え申し上げます。今課長のほうからも答弁あったように、今年3年度の委託の予算措置とかそういうことも含めまして、年度内に一応の方向性を出すということで、その結果によっては新年度新たな予算措置を当初予算ではなくて、補正等でお願ひしたいというようなこともあって、年度末に協議会をもう一度開く準備をしておりますして、幹事会も何度かやっておりますので、その中で今言われたような意見等があれば、さらに検討するようなことも考えていきたいというふうに思っていますので、4年度の当初予算としては取りあえず計上していないと、要綱上もそうなのですが、そういうことになっていますので。ここでブツッと切るということではないんですけども、さらに協議会のメンバーの意見等を聞きながら、是非、新年度もしそういうことがあれば対応させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

高山委員

長

櫻井委員

桜井委員。

一定程度理解はするんですけど、今の状況ではもう絶対と言っていいほど、3月末までには結論出しようがないという状況なので、その辺りのことは町長なり、担当部局なりは心得ておいてほしいというだけです。よろしくお願ひします。

高山委員

長

千葉委員

ほか。千葉委員。

105ページから106ページにわたる、いわゆる企画費1節から18節まである中で、バイオマス関係のことを中心にお伺ひしたいと思います。このことについては、令和4年度にはゼロカーボン推進係として、まちづくり課で新たな業務に関する係が設けられていくわけでございますけれども、ちょっと拾い上げてみましたらこのページ、2ページにわたってバイオマス関係を取り組んでいく、いわゆるその再生可能エネルギーに対しての前向きな姿勢というのは、私は評価していいのかなとは個人的には思ってますけれども、ただ、一つ言え

というふうに思っております、既に4年度予算で国のゼロカーボンシティに係る計画づくりに、道内でも確か10何自治体が手を挙げているというようなところもありまして、そういった計画策定のこと視野に入れて、トータル的に平取町のゼロカーボンに向けた取り組みをどうしていこうかというようなことを改めて検討したいというふうに思っております、それを専門的にやっていただく係の新設が一つポイントかなというところで、こういう体制にさせていただいているということでございます。予算がなかなか令和4年度では見えてこないというところがありますけれども、そういった計画づくりの中で、いろいろとこれから取り組むべきものが出てくれば、さらに予算等も計上させていただくようなことになると思いますので、世界的な気候変動対策、国内もそうですけれども、何をやるにしてもCO2削減ということがキーワードになってくるということもありますので、例えば、庁舎の建て替え等も含めた、そういった国の支援策をそういった切り口で何かこう充当できるものがないかとか、そんな検討もぜひできればなというふうに思っておりますので、まだ具体的なものはありませんけれども、新年度そういう体制の中でそういった今後の展開の組み立てをやっていければなというふうに思っております。

高山委員長
千葉委員

はい。千葉委員。

本当にこれは我々、先ほど言ったように、大きい規模で言えば地球環境を保全するという大きな目標があるわけですがけれども、ただ、限られた人口で産業形態、あるいは事業所の数からいっても、本当に限られた我が町でありますけれども、そういった姿勢、町長の姿勢に対しては理解を十分示していきたいなというふうには思っております。ただバイオマス関係、まだ取っかかりの部分だというふうには思ってますけれども、やはりうちの町の環境に合った、例えば太陽光とか、風力はちょっと別としても、あるいは地熱だとか水力だとか、そういったこともトータルに含めて、それとちょっとお話が出ていて予算化されていく電気自動車の関係、これもそうなんですけれども、トータルでやはり平取町としてはこういう姿勢で取り組むのだというものがですね、時間をかけながらでもはっきり見えてくるような方向をぜひ我々議員にも示していただきたいというふうに思ってますけれども、その辺のことについて、もう一度考え方を伺っておきます。

高山委員長
町長

町長。

はい。先ほど申しましたとおり、今あるバイオ産業都市の構想も含めた長期的な計画の見直し等も含めて、今回予算化されているバイオマス推進協議会、これ主に木質でやっていたところがございますけれども、そういう分野に限らず、今後トータル的にどう進めるべきかというようなこともこの協議会で協議しな

がら、そういった方向性をぜひ示していきたいというふうに思っております。
よろしくお願ひしたいと思ひます。

高山委員
長

ほか。鈴木委員。

鈴木委員

17節の備品購入費、106ページについて伺ひます。昨日一般質問の中でも質疑させていただきました。その件については、電気自動車を購入することについては、何も異論はないよと。ただ、コロナ交付金で買うことについてはどうなのだということで、昨日は質疑をさせていただきました。気持ちとしては、今も全く変わっておりません。ただ、今日は電気自動車をコロナ交付金でというときのメニューの中で書かれている、特にカーシェアリングということについて、この考え方、誰を対象にするのか、それから、どういう形で貸し出すのか、あるいは、もしそういう中で事故が、人身事故だとか、車両事故とか起きたときはどういう形で誰が責任をとるのかということも含め、またコロナ交付金とかそういう補助金で買いながら、結局、シェアリングした時、料金を取るというようなことにはつながらないのではないのかなと、勝手には推測するのですけれど、その辺りとか、使用時間とか、様々なその使い方の規定と申しますか、決まりと申しますか、そういうことも含めて、どういうふうに考えたうえでこのシェアリングというものの考え方を提案しているのかというあたりについて、しっかり説明していただきたいと。できればそういう規定も既に考えているというのであれば、それも含めて出していただければと思ひます。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。ただいまの質問にお答えいたします。もともとこの事業については基本的な組み立てとしては、平日を公用車で使用するための電気自動車を購入して、それを週末においてはカーシェアリングということで、電気自動車の普及啓発ですとか、あとは町内の観光資源等に使っていければという考えに立っております。基本的には今申し上げたように、貸し出しについては週末に限らせていただくような考えでございまして、週末、申し込みをいただいて、事前に予約をいただいて、電気自動車を試してみたいという住民の方であったりですとか、ちょっとした日帰りの観光に試しに使ってみたいという、観光で平取を訪れた方に貸し出しをできればなというふうに考えております。この事業、今コロナ交付金を見込んであるということなんですけれども、もともと環境省の事業を見込んでございまして、再生可能エネルギーを電源として取り組みたいと考えておりましたので、ふれあいセンターの太陽光をもとに充電ができればなということで組み立てを考えてございまして、貸し出しの場所としては、ふれあいセンターを起点として貸し出しをするということで考えております。事故等ということなんですけれども、この部分については、普通の一般のレンタカーのような

形で、保険に加入をして対応していくというような考えであります。料金については、今検討しているのはその実費の保険料分程度は、場合によっては費用負担いただくということで検討していこうかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

高山委員長
鈴木委員

鈴木委員。

まだ全体像としてはでき上がっているというふうには思えない答弁かなというふうに思ってます。ぜひ、私は先ほどからも昨日も言ってますけれど、電気自動車購入そのものをコロナ交付金でなければ、やはりそれは何も文句言うつもりは全くないのです。ただここに書かれているとおり、新しい生活様式だとかという形の中で、これはコロナ交付金を使わなければ、当然町の一般財源を使って買うということになるわけですから、そういうときに、シェアリングですよ、乗ってみたい、体験したい人に貸しますよと、そういう形の中で何かあったとき、本当に責任取れるのかと、町が何でも補償したりなんなりということになるのかということも含めて、それと、町民、町のそういうものが何と何と何と何と何と、貸し出される、自由に使われるということ自体がやはり、私は町民感情としては、そういうものかという思いにつながってくるだろうと、当然何と何と何と何と何と、私の前提というのは、コロナ交付金で買うということについては反対だという思いがあるからなお言うのでしょうし、またこれ1台で電気自動車については終わるという考え方でも、私はないのではないかなと思うんですよ。これからやはりね、そういうゼロカーボンに少し向けていきたいということになれば、やっぱりそういう取り組みというのは、自治体の中でも、もう既に何台か持っているという町村も当然あるでしょうし、そういうことからいったらね、この車だから、カーシェアリングですと、そういう特別な考え方をすることが今後、適切なのかということも含めて、やはり十分検討していただきたいという思いがありますので、そのことについて改めてまた伺いたいと思います。

高山委員長
まちづくり課長

まちづくり課長。

お答え申し上げます。一応この事業今、交付決定待ちなのですけれど、コロナの臨時交付金を見込んでいるということなんですけれども、もともと総合計画ですとか、予算のほうで頭出ししたときは、電動車再エネの同時導入による脱酸素型カーシェア防災拠点化促進事業という、環境省の事業を財源として見込んでおります。この事業目的の中身として、公用車を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱酸素化を図るとともに地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する、特に若年層の電動車利用も働きかけていくという目標になっておりまして、こういった事業で公用車をただ単に電

気自動車に更新していくということではなくて、カーシェアリング等も行いながら、また同時に充放電設備も購入しまして、有事の際にはこちらを電源として防災施設とかでも使えるようにという形で、今、組み立てを考えているところです。こういったイメージで、実際に先進事例として小田原市等でも100台以上の電気自動車を購入して、カーシェアリングをしているという事例もありますので、この辺での事故対応ですとか、その辺は今後も先進事例に学びながら、事業がカーシェアリング等によるトラブルがないように、しっかり計画を作りながら進めていければと考えているところなので、ご理解いただければと思います。

高山委員長

鈴木委員。

鈴木委員

その考え方を我々議会だけではなく、やはり、そういう形で決まったと。コロナ交付金のほうで決まる、あるいは別な事業で決まる、いろいろあるのかもしれませんが、いずれにしても、やはり町民がこのことについてしっかり分かる形の町民への説明といいますか、文書、週報あるいは広報等で、きちんと理解もらえるような形で、ぜひ決まった場合には、使い方も含めて説明していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

高山委員長

はい。ほか、井澤委員。

井澤委員

今の電気自動車の導入のところで、ふれあいセンターの太陽光発電を用いて充電をして運行を行うということが原則だと思うのですが、バイオマスセンターでも発電していて、病院の節電が進んで電気に余力が出てくるときに、このバイオセンターに、あるいはそのふれあいセンターの太陽光発電が十分でないときに、バイオマスセンターのほうで充電するような、そのようなことも今後、今1台ですけれども、小田原市は100台ということですから、そういった時に循環型の電気の利用ということになると、バイオマスセンターでも利用するようなことも考えられるということなのかどうかについてお伺いしたいと思います。

高山委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。木質バイオマスエネルギーをこちらの発電、現在していますので、電源として利用するというのは物理的には可能な状況なんですけれども、バイオマスセンターのほうの電力については、補助金を多く導入しながら建てた施設ですけれども、病院と公民館に電気を必要量を送って、どれぐらいカーボンオフをするかという目標を立ててやっているところまでございまして、なかなか今バイオマスに例えば充放電設備を追加して付けて活用するとい

うことは、今まで整備をしてきた補助金の建て付けですとか、供給する電力の関係でなかなか現実には難しいところかなと思います。今後鈴木委員がおっしゃっていたように、1台にとどまらず例えば、公用車の電気自動車化を進めるということであれば、太陽光に限らず広く、再生可能エネルギーの活用については考えていかなければならないかなと考えているところです。以上です。

高山委員
長

はい。木村委員。

木村委員

105ページ12節幌尻林道シャトルバス運行業務委託料について、ちょっとお聞きしたいんですけども、この前の補正予算の中でもこの部分、今年はコロナで出来なかったもので、この部分まるっとなしということであったんですけど、実際これ委託なので、委託している会社にしてみれば、バスの維持費だとか、維持費は当然車検もあるでしょう、保険料もその都度入るということにはならないので、年間通して入ると思うんですけど、そういう部分の補償というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。昨年につきましては、今ご指摘があったように運行のほうは行わなかったということなので、その辺については緊急的なコロナの給付金のほうで、そういったバス事業者に対する助成というのが道レベルでもありましたし、町の取り組みとしても、観光商工課が担当となって、そういった給付をしてきたというところがございます。

高山委員
長

木村委員。

木村委員

コロナ給付金でやるというのは分かるんですけど、コロナの補助金というのはそれはそれだと思えます。このシャトルバス事業というのはシャトルバス事業なので、もし仮に何か、今回のようなコロナではなくて何か途中で林道が崩れて、シャトルバスが行けなくなったとか、そういう場合になってしまったら、もしそれでこれを中止するということになった場合、それコロナの給付金で出ないではないですか。やはりそういう時というのは保障がないという言い方なのです。今のコロナの給付金でやっているからいいという言い方であれば。これ事業者にしてみればこんな理不尽な話はないと思うんです。やはりそれをやるためにバスも買ってあるだろうし、車検も取る、保険もさっき言いましたけれど、ちゃんと用意しているのに、いざ蓋を開けてみたらやらない、やらなかったから金はゼロということでは、やはりこれから先、やはりちょっとおかしいのではないかなと思って。コロナの給付金でやったからいいではなくて、きちんとこの事業に対しての損失ということなので、やはりそこは別口で出さ

なければ、やはりおかしい話になると思うので、その辺の組み立てをきちんとしたほうがいいのではないかなと思うので、その辺伺います。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、お答え申し上げます。当然委託料の中には運行費だけではなくて、車両管理見合いの部分も入っていますので、もし今のご指摘があったような、考え難い事業というか、予想していなかったような事態になった場合は、委託契約に従って双方協議の上、その時点での必要経費等については、検討して捻出することは問題ないかと考えておりますのでよろしく申し上げます。

高山委員
長
町長

町長。

今木村委員の質問、本当にごもつともなことでして、令和3年度に関してはもうかなり前からやはり中止という方向性を出したものですから、今年はどういった契約には至らないというようなことの、双方の了解があった中でのこういう措置だったんです。過去に途中、大雨で行けなくなった、もう中止だというようなこともあったんですけど、そこはきっちり固定経費なり、かかるところはかかるので、それはそこからもう一切払いませんよということではなくて、きちんとそれは双方の間で負担したというような経緯もありますので。今後、この事業を本当に継続的にその業者にとということになれば、その状況に応じてやはり、そういったある程度の負担はうちもしなければならぬというふうには思っていますので。全く契約しないから知りませんよということではなくて、そういう対応をさせていただきたいというふうに思っています。

高山委員
長
千葉委員

千葉委員。

このシャトルバスの関連のことでお尋ねしたいと思います。今木村委員のほうから質疑したことに対しての答弁、しっかり私もお聞きしました。ただ今回のあくまでもその幌尻登山は実行して運行するのだよという建前での今回1200万円ほどの予算措置なんですけれども、私の家のすぐ裏に会社があって、私どもと全く関係のない会社ではないので、いろいろな話をする機会が多いので、運行业者としての。その中で例えば、登山客の多い日、少ない日、例えば20数名乗れるそのシャトルバスに3人、2人乗っていようが1回の運行は運行なのです。満席に近いような状態でも1回は1回の運行なのですけれども、いわゆる事業継続していくために何が欠けているのかなと思って。ここ最近コロナの前からなんですけれども、いろいろな話をする機会があったので、やはり一つは林道を走っていくということで、舗装道路を走る距離ではないのです。ということは当然のことながら、車両が傷む部分、それからタイヤ交換の部分、それ

から修繕費の部分、これはもう一般道の距離、例えば50キロ走りますと言っているのと、糠平林道の50キロというのとは全く費用負担が違うのです。その辺のことはやはり運業者のほうとも、これから進めていくうえで十二分に話をして、予算措置をしてもらいたいなというふうに思っています。それともう1点、町長のほうから最終的に今の木村委員のほうからの発言もあって、柔軟に対応していくという部分を聞かれたのですけれども、燃料の高騰に関するお話なんですけれども、毎年予算措置、これから順調にコロナ禍が収まってきてやっていくようなことであれば、やはり柔軟に考えていっていただきたいなというふうに思っています。国が補助してくれる部分では到底、今の状況では燃料の高騰は抑えられていない、抑えきれていないというのかな、そんなような現状で、今回のウクライナの侵攻の問題もあって、ますます燃料に対しての高騰が予想されていくのかなというふうに思っていますので、その辺は十分に事業を進めていく会社のほうと話し合いをして、それに見合った単価というのですか、これはぜひ真剣に捉えていっていただきたい。もう本当に実は林道走っていて、タイヤを1週間に2回交換したことがあるんです。いわゆる、岩盤やなんか轆いて砂利の道ですから、鋭利な岩盤か何かに当たったと思うんですけども、そういうことも、やはりアクシデントとして付きまとうのがこのシャトルバスの運行だということも、是非頭に入れておいてもらいたい。そのことについて、まちづくり課のほうとしても業者に対して真摯に向き合って、追加的な予算措置が必要であればという部分も、年間通しての予算ももちろん大事なことですけれども、その辺は、アクシデントに応じた予算対策をしてもらいたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

高山委員
長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、お答え申し上げます。契約の中でも先ほどの木村委員の質問にもつながるかと思うんですけど、通常の運行で考え難いような、双方協議のうえ決めなければならないような、今言った突発的な事象があった場合は、十分協議をしてその辺は考えていきたいと思えます。燃料の高騰も当初から見込まれていることですので、例えばデマンドバスであれば燃料費の部分は別立てで実費で予算を組んでいますので、今後シャトルバスにおいてもそういった対応が必要とか、そういったその契約の中身ですとか、突発的な事象に対する対応についても、十分事業者と協議しながら今後進めたいと思えますので、よろしく願います。

高山委員
長

はい。それではなければ次のページ107、108ページ。櫻井委員。

櫻井委員

108ページの報償費なんですけれども、最初の交通安全指導員謝金とありますが、ここ、ちょっとわからないんですけど、推進員の7名というのが増えた分

で10万6000円が増えているのかということと、これまでなかったんですけど、この推進員という方々のその仕事の内容、それと雇用の仕方についてお伺いしたいと思います。

高山委員長
町民課長

町民課長。

お答えさせていただきます。まず報償費の増えた経費につきましては、今年度より18節で今までは計上しておりました交通安全推進委員会負担金、補助金になりますが、平取町のですけれども、今までは令和3年度までは90万円という計上をしておりました。そこで補助金の中で会を運営していたところなんですけれども、令和4年度からその推進委員会補助金で賄っていた経費を町の直接経費の中で支出していきたいということで、各科目に新たな項目が振り分けられております。90万円を減らし72万5000円を振り分けているわけなんですけれども、そのうち報償費の中で、これまでは、交通安全指導員の謝金ということで163万2000円の予算計上をしておりました。それに追加して町交通安全の地区推進員という方の謝金を9万円と、その推進員の方たちに実施していただく赤色回転灯を自宅前等で回していただく謝金1万6000円、それを追加させていただいたのが10万6000円の追加でございます。8節以降もそのような形で、これまでは町交通安全推進委員会の経費として賄っていたものが、各科目に振り分けられたことによって、増減をしているということになります。推進員の方の業務の内容につきましては、各期、春夏秋冬、プラスそれぞれの交通安全の推進期間というものがございますけれども、それらの時期に交通指導をしていただくというのが主な業務になっております。そして、指導していただく方というのは指導員なんですけれども、それらの方をまとめていろいろな推進業務をしていただく、推進委員という方たちがいますけれども、その方たちに対する謝金などをここで計上させていただいてるということでございます。

高山委員長
鈴木委員

はい。ほかございませんか。鈴木委員。

109ページいいですよ。

高山委員長
鈴木委員

今107、108ページです。

わかりました。

高山委員長
萱野委員

なければ進めてよろしいですか。次に109ページ、110ページ。萱野委員。

説明資料の109ページですね。12節のところのイオル整備推進業務におけ

る人件費の増加、平取ダム周辺の草刈り業務の追加などによって、225万6000円となっているんですが、歳入の49ページを見てみると、49ページ1節の総務費委託金、580万円の増加となっています。これが草刈りを含むと書いているんですけども、この225万6000円と580万円はちょっと整合性が取れていないんですけど、その説明をちょっとお願いいたします。

高山委員
長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

はい、お答えいたします。歳入で先ほど話したとおり、町が開発から仕事を受けるということで480万円、これが対策室のほうの業務ということで、対策室はこれまでも草刈りの業務をトラクターを持っている方と、自分で持った部分は手刈りで対応していたところなんですけれども、引き続き草刈りの業務はトラクターを持っている方をお願いするのと、対策室の人員も増えていないということもあって、手刈りの部分については、公社の職員をお願いするような形で今考えているところで、対策室の職員は監督的な役割ということになっております。

高山委員
長

萱野委員。

萱野委員

後、もう一度お聞きしたいのですが、580万円が増加されても実際はこの225万円しか支出されないのですけれどもその差額はどうなっているんですか。それがよくわかりません。

高山委員
長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

はい、お答えします。1回町が受けるということで対策室のほう、町が仕事を委託、開発と委託して外注に出すと。それが公社の職員に手刈りの部分をお願いするというので、受けた分を全額支出するという予算の組み立てにはなっていないということでご理解いただければと思います。

高山委員
長

ほか、ございませんか。なければ111ページ、112ページ。続きまして113ページ、114ページ。井澤委員。

井澤委員

114ページ、17節の備品購入費の中で、戸籍事務用品備品ということがあって、その説明資料では、セキュリティ強化として監視カメラの設置や云々であるのですが、このことが少し本人確認書類裏印字システムなんていうのが導入が必要だというのだけれども、ここと監視カメラの設置というのはどういうふうに関係するのかがちょっとわからないので説明してください。

高山委員
長
町民課長

町民課長。

お答えさせていただきます。まず購入備品の内訳につきましては防犯カメラ1台、書庫のキャビネットが3台、マイナンバーカード用の裏書印字機1台という内訳になっております。防犯カメラにつきましては、令和4年度から始まる事務内連携システムというのがございます。これは戸籍を他町に提出して、それを他町で受けたものをその本籍のある町と連携していくというサービスが始まることとなります。それで重要書類をもともと町民の方のも重要書類ですけれども、全国民といいますか、どこからでもいろんな人が来る状態にもなりますので、セキュリティを強化するというようになっております。そういった意味で保管の書類のキャビネットを買ったり、それは鍵がかかるもの、そして電算室の中でのシステムの管理についても強化するというので、電算室に防犯カメラを設置するということとなります。それとマイナンバーカードの裏書印字機については、住所変更があったときなどにはマイナンバーカードの裏書の部分を変更することになりますが、これを印字する機械の購入ということになります。

高山委員
長
井澤委員

ほか、井澤委員。

防犯カメラを設置するということが今の説明ではよくわからないんですけども、それは記録して何かの犯罪とか起こった時に対応できるようにしていくんだらうけれども、そうすると、記録画像を永久保存しなければいけないとかそういうことなのか、コンピュータ上で処理すれば、特段負担なく長期間でも保存できることになるのか、その辺はいかがですか。

高山委員
長
町民課長

町民課長。

現在考えているのは、何かセキュリティ上の問題が起きたときに、1週間程度は遡って見ることができるという状態で考えております。ですから、保存期間については1週間ということで現在は考えているところです。

高山委員
長
井澤委員

井澤委員。

それはそういう書類の申請をされた方も含めて、担当する職員の記録確認も含めての防犯カメラということになりますか。

高山委員
長
町民課長

町民課長。

これにつきましては設置場所が電算室という部屋になります。電算室はふれあ

いセンターの事務所の奥にございまして、一般町民が出入りするということは考えられにくい場所になります。委託業者だとか、その電算室には戸籍のシステムだけではなくて、いろいろな系のシステムが入っております。そういった部分で、入室する方の記録を取りたいというのが主目的でございます。

高山委員長

はい。ほかございませぬか。なければ僕からちょっと1点だけ。賦課徴収費の中の委託料に昨年までは統合型GISシステム保守料ということで120万何がかがあるんですが、今年度は、この内容等についてはなくなっているんですが、これはどういうことかはおわかりになりますか。総務課長。

総務課長

この委託料につきましては、従来税務課でやっていた事業でございますが、総務課のほうで管理するということになりましたので、一般管理費のほうで計上しております。

高山委員長

ほかございませぬか。なければ115ページ、116ページ。続けて117ページ、118ページ。続けて119ページ、120ページ。松澤委員。

松澤委員

はい。120ページの12節委託料の中のアイヌ文化ブランド化事業について伺いたいと思いますけれども、3年度は何点かデザイナーさんとコラボして商品化が出来てございまして、ブランド化ということもあるんでしょうけれど、ちょっと高級な感じがする品物ができていたようです。先ほど、歳入のほうでもありましたけれども、このお金は沙流川ダム地域振興基金から入っているということで、ずっと続くというお金ではないわけで、これがこの事業を足がかりに、アイヌ工芸品の商品化にはつなげていければと思っただけでございますけれども、単発的に良いもの大きいもの作って終わるのではなくて、これから先、展開をどのようにしていくかということをお考えながらやっていければと思うんですけれども、どのようなことをお考えになってやっていたのかということをお伺いしたいと思います。

高山委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、お答えいたします。4年度の取り組みについては、説明のとおり800万円の増という形になっております。一つが、コロナ禍で日本に來れない方に対して、海外で期間限定で商品を販売していくということと、コラボについては企業とのコラボを考えてございまして、どうしても個人のデザイナーとのコラボですと、商品開発までに時間がかかるということで、企業のデザイナーさんと工芸家さんとコラボして、商品の製作まで一貫して取り組みを行おうという形で4年度は計画しております。あと、今後の展開というところと、料金の設定の部分になってくるかと思うんですけれども、どうしてもやはり、単価の設定が

高額になる部分はやむを得ない部分があるのかなとは思っています。あと、これらの取り組み、商品については都市圏でアンテナショップ等で販売するというので、これまでつくった商品含めて販売していくことで4年度進める予定となっております。

高山委員長

はい、松澤委員。

松澤委員

その内容はちょっとわかってはいたんですけども、その中でこれから先のことを考えました場合、この中でも、頭の片隅にでも、これから先の本当に商品化していくには、ということをやっと頭の隅に入れながら、このことをやっていければと私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

高山委員長

ほか、櫻井委員。

櫻井委員

120ページの報酬と委託料の中に、令和3年まで平取町成年後見制度推進協議会委員報酬というのと、平取町市民後見人養成等業務委託料というのがあったんですけど、それが令和4年度の予算書にはないんですけど、後見人の育成事業というのは、令和4年度からはもうやっていかないという事業、おつもりなのか、それとも、社会福祉協議会等に委託するようなことになったのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいんですけど。

高山委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたしたいと思います。養成講座のほうは数年に一遍やっているということなので、養成講座は今年度に関してはやらない予定であります。委託料とかのほうに関しては、令和3年度から社会福祉協議会のほうに全て委託しておりますので、その予算が削られているところです。

櫻井委員

すみません、今よくわからなかったんですけど、養成業務だけを社会福祉協議会に委託したということでもいいんですか。そしたらこれは、推進協議会委員というものの自体もいなくなったということで良いんですか。

高山委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

成年後見人とかの関係を令和3年度から社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、それに関する協議会もそちらのほうに行く形になりましたので、予算がなくなったというところです。

高山委員長

ほか、ございませんか。櫻井委員。

長

櫻井委員

同じく120ページの18節の負担金、補助及び交付金ということで、下から3行目の日高地区アイヌ協会連合会負担金というのがありまして、令和3年で9万2000円だったものが30万円に上がっているんですね。これは、どういう性格の負担金といいますか、どうしてこれが大幅に上がったのかを含めて、教えていただきたいんですけど。

高山委員

副町長。

長

副町長

はい、この日高地区アイヌ協会連合会負担金というのは、義務外負担金ということで町村会の中で決めていくんですけども、それが去年は、コロナの関係で繰越金もあったりということで、予算としては落として、令和4年度から正規の昔の形に戻しているという形になっていますので、コロナの関係で需用費が令和3年度は落ちて、負担金は低かったんですけども、4年度は元に戻って負担を増やしたという。

櫻井委員

これが元に戻ったと。

副町長

はい、そうです。

高山委員

ほか、ありませんか。櫻井委員。

長

櫻井委員

同じく120ページ、報償費、平取町地域自立支援協議会委員報酬の8名分ということで、7万3000円計上されているんですけど、この協議会は農福連携の関係をやる協議会ですよ。これ町長の執行方針の中にもね、障害者のことについて縷々書かれているんですけど、今後も積極的に農福連携を進めていきたいと、養護学校の子どもたちを卒業後、平取町で何とか見ていきたいというようなお話をされていたんですけど、これ前回というか、令和3年度においても同じような質問をしたんですけど、実際この事業というか、全くこれほとんど載っていないというのはわかるんですけど、せめて会議の数を増やすとか、これがどうやって活かされていくかというのも、全然こうお示しいただけないというか、総合計画の審議会の中でも言ったんですけど、いつ会議をやりますよと言ってから、連絡もなければ経過もわからないというような状況で、どういう形に今進んでるのかというのが、全然、議会にもお示しいたがないので、その後どうなっているかということぐらいは、担当の委員会にでもご報告願いたいんですけど、これ実際この7万3000円でずっとこれ1年間、通常の去年と同じようなこの予算措置の仕方でやっていけるのかどうかということも含めてお話いただきたいんですけど。

高山委員 長 保健福祉 課長	保健福祉課長。 はい、お答えいたしたいと思います。平取町の自立支援協議会の予算に関しましては、7万3000円ということなんですけれども、その上段に書いてあります平取町地域就労検討部会の委員報酬というのがあると思うんですけれども、これが地域自立支援協議会の部会の予算となっております、6回分を計上しているところです。今の現状といたしまして、2月に第1回目の自立支援協議会の部会を開催いたしまして、問題点等を今整理しているところであります。
高山委員 長 櫻井委員	櫻井委員。 そうですか、初めて聞きましたので。これは2月の末にやったんですか。これの、ここに委員会報酬の4名って、すみませんけれど、メンバーを教えてくださいいただけますか。
高山委員 長 保健福祉 課長	保健福祉課長。 はい。まだその時々によって変わることを想定しているんですけれども、この1回目に集まったのは受け入れ農家さんですとか。1回目に集まった、その時々によってメンバーは変えようとは思っているんですけれども、第1回目に集まっていたいただいたメンバーは、受け入れ農家さんですとか、養護学校の先生、あと福祉会ですとか町ですとか、合計9名で第1回目を開催しているところです。
高山委員 長 櫻井委員	櫻井委員。 いやこれはあまりにも初耳でちょっとびっくりしているんですけれど、これ、メンバーで農家さんだとかというその話の内容というのは、いつどのような状況の中で私たち知ることができるのですか。そしてこれ恐らく農家さんだとか養護ももちろんそうなんだけど、農協さんだとか、組合長になるかその下のものになるかわからないんですけれど、そういうメンバーは入っていない組織ですか。
高山委員 長 保健福祉 課長	保健福祉課長。 部会ですので、担当者レベルで協議していこうというところではありますが、なのでその中には組合長とかは入っていないです。その時々によって先ほども言ったように、メンバーを変えていって最終的に決定していくような流れになるかと考えております。

櫻井委員	委員会などにその内容はお知らせ願えないのか。
高山委員長 保健福祉課長	答弁漏れ、すみません。 その内容につきましては、ある程度まとまってから報告いたしたいというふうに思っております。
櫻井委員	できるだけ会議終わるたびに、議事録なりを見せていただくというか、提示いただくのがやはり良いと思いますので、その辺よろしく願いたいと思います。
高山委員長 保健福祉課長	保健福祉課長。 そういう意見でございましたら、産業厚生常任委員会とか、そういう場で議事録なりを提出していきたいと思います。
高山委員長 井澤委員	ほか、井澤委員。 120ページの7節報償費のところでは57万6000円とあって、それで、項目が2つあって、アイヌ総合政策推進協議会委員謝金18名と、その下のアイヌ国際交流通訳謝金等があって、1番右の欄のところでは三角の402万3000円とあって、アイヌ関係の予算でこんなに急に減ったのかなと思ってびっくりしたところですが、これについて説明資料を見ますと、地域おこし協力隊2名減によって337万5000円減ったということで見れば安心なのですが、これについては令和4年度で地域おこし協力隊がいなくなるということなのかと思いますが、この表示の仕方は何か紛らわしい。アイヌの予算がガバッと400万円も減ったように見えることもないので、項目だけ立てて、地域おこし協力隊のところをゼロとか、何かそのような表記をしていただいたほうが誤りがなくて良いのではないかと思うのですが、それはどんなお考えでしょうか。
高山委員長 総務課長	総務課長。 予算書の組み立て上、委員のおっしゃるように今年度ゼロの場合、付記したほうがわかりやすいというお話ですが、そういう部分をこの予算書に盛り込むと、膨大な数が出てきて、なかなか予算書としてわかりづらくなる面もございますので、前年度比較での部門につきましては、今までどおり、このように説明資料なり答弁なりでお答えしていきたいと考えております。

高山委員長	ほかありませんか。木村委員。
木村委員	120ページの18節なんですけど、ちょっと聞きたいんですけど、この人材育成事業補助金なんですけれど、人材育成ってどの事業の話なのか、ちょっとそれ教えてもらいたい。
高山委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい、お答えいたします。人材育成については協力隊の3年終了後、町の独自制度として工芸品の育成ですね、イタとアットウシの伝統的工芸品を町で従事者を支援していくということで、個人に対する補助金となっております。
高山委員長	木村委員。
木村委員	そういう補助金なので、今回はたまたまそのアットウシの担い手という形の中でやっているから、全体で人材育成という名前になっているのだろうけれど、これ何かわかりにくいというか、どの部分の人材育成なのかなというのがあるって、もうちょっと何か去年からこの名前で、今気がついたんですけど、もうちょっと何か、わかりやすい形で名前を付けたほうが良いのではないかなと。人材育成はいろいろなものがあるので、ぜひちょっと考えてください。
高山委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	わかりました。次年度以降、伝統工芸品などという具体的な文言を頭の方につけさせて、わかりやすいような形にしたいと思います。
高山委員長	はい。井澤委員。
井澤委員	今に関連しまして、これ地域おこし協力隊の3年間終了したということの、さらに望ましい定着というのか、伝統工芸のためということですが、これは令和4年1年間限りのことなのですか。それとも、必要に応じて複数年この後も続いていく事業となるのか、その辺についてお教えてください。
高山委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい、お答えします。要綱では協力隊終了後2年間という期間で定めているところですよ。
高山委員長	ほかございませんか。なければ121ページ、122ページ。金谷委員。

長 金谷委員	121ページの27節の繰出金で、先ほど収入のところでお聞きしたときに、歳出のところでご説明するということですので、それについてちょっと教えていただけませんか。
高山委員 長 町民課長	町民課長。 この節に関しての項目は町民課が担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきますが、これは国民健康保険事業を行うための繰り出し金ということになりまして、先ほどのお話ということであれば、病院のほうの繰出金ということになるかと思っておりますので、項目的にはこちらでないところかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。
高山委員 長 金谷委員	金谷委員。 病院のほうの予算のときに教えていただければと思いますので、よろしく願いします。
高山委員 長 櫻井委員	ほか、ございませんか。櫻井委員。 122ページの18節の負担金、補助及び交付金と貸付金というところで、説明では修学貸付ということで1名から2名、2名から4名ということで、そのことは功を奏しているというか、うまく利用されているのかなという形で、こういう金額が増えているというのは理解できるんですけど、これ人材育成研修等の業務委託ということで120万円かな、令和3年度に計上されていたはずなんですけど、この人材育成ということに関しては、もう研修等は必要ないよというような考え方で理解してよろしいんでしょうか。
高山委員 長 保健福祉課長	保健福祉課長。 はい、お答えいたしたいと思います。令和3年度計上していた120万円の研修につきましては、介護職員の初任者研修という研修の委託料でありまして、ひと通り初任者研修の人材が確保されましたことから、今年度予算を落としたところであります。
高山委員 長 井澤委員	ほか、井澤委員。 122ページの18節の2行目、認知症グループホーム運営費補助金890万円ですが、これは当初再開に当たって予定していた施設への助成金と計画上と

	同じ金額ですか。
高山委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。令和3年度に産業厚生常任委員会等で報告した金額より大体100万円程度増額となっております。
高山委員長	井澤委員。
井澤委員	増額となった理由はどのような項目が該当しますか。
高山委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	はい。やはり介護職員の人材が集まらないということで、人件費に関してが主な理由であります。
高山委員長	井澤委員。
井澤委員	人件費に関しては私もその時に質問したように思いますが、センター長というか、施設長含めて管理職が張りついているような状況の中でということがあったのですが、それらの方々がメンバーとして変わらないとすれば、100万円に増額になるというのは、一般職員の方の確保が出来ないから、給与というか時給アップしたようなそういう金額で法人のほうから求められたということですか。
高山委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	できるだけ人件費を基準に合うような形で、人件費のほうを下げていただきたいということで、平取福祉会のほうと協議をして決めたところであります。
高山委員長	井澤委員。
井澤委員	それは平取福祉会の職員が配置されていますので、給与規定とかそういうあるいは役職手当等については変わらないけれども、この認知症グループホームだけについて特別な何か、給料増額しなければ職員が集まらないからというような要請があったわけですか。
保健福祉課長	はい。要請とかそういうのではなくて、グループホーム自体でできる限り自給自足といいますか、そこで採算が合うように経営していただきたいということ

で要請しているところであります。

高山委員長
ほか、ございませんか。なければ123、124ページ。萱野委員。

萱野委員
124ページの10節と17節でちょっとお聞きしたいのですが、需用費、修繕費は15万3000円増額ですと書いて、そのほかにびらとり温泉ゆからの修繕分として浄化槽仕切り板の修繕、温泉ポンプのオーバーホールと書かれているのですが、私が以前一般質問で、風呂に入るときの手すりの設置というのは現状どうなっているか教えていただけますか。

高山委員長
観光商工課長。

観光商工課長
はい、萱野委員から話がありました手すりにつきましては、この需用費の修繕料の中で予定しております。1本につき大体10万円程度かかるので、2本なので30万円未満かかる予定になっていきますので、一般の修繕料の中で対応をする予定としております。

萱野委員
その修繕というのは、令和4年ということになるのですか、そうすると。

観光商工課長
はい。令和4年度で予定しております、令和4年度のメンテナンスのときにあわせて設置する予定としております。

萱野委員
はい、わかりました。

高山委員長
井澤委員。

井澤委員
関連して、今の手すりの増加、大浴槽の男女に1個ずつ増設する予定ということでお聞きしていましたが、そうすると定期メンテナンスというと、来年の2月ぐらいなのか、それよりももっと早い時期になるのか。実際に、萱野委員も町内高齢のご利用者からの要請があって質問された、ということだったと思いますけれども、いつごろになるのか、工事がですね、そういう見通しを要望をした方に答えられるのであれば、答えてあげたいと思いますので、見通しはありますでしょうか。

高山委員長
観光商工課長。

観光商工課長
はい、時期としては今、井澤委員のおっしゃったとおり1月から2月を予定しております。というのは、夏場はどうしてもお客さんがたくさん来られるということで、お湯を止めるという時期にならないものですから、比較的落ち着く

であろう冬季間にメンテナンスを実施しているというのがございますので、その時期に設置予定としております。

高山委員長

井澤委員。

井澤委員

要望としては、その1浴槽男女1つずつの大浴場に対して、今は1本という回答だったと思いますが、要望したときには萱野委員のところも1、2本というようなことがあったと思いますが、実際私も温泉を利用しております、大浴槽については今1本あるわけですが、入浴手すり、ご高齢の方でほかの方がお湯に出入りする時の波で、波に押されて、手すりがなければ体を維持出来ないということから要望がきたということだと思いますけれども、そういう意味では、私が大浴槽を利用して出入りを見ると、高齢の方の入浴している状況を見ると、どうも1本では足りなくて2本用意したほうが事故が起これなくていいのか、そしてまた入浴の方については、安心感があるのではないかなというふうに、実際利用して確認するのですが、課長自身は、その大浴場に入浴してその辺のところの確認はされましたか。

高山委員長

観光商工課長。

観光商工課長

はい。私も何度かは温泉のほうに入りに行っておりまして、見ている限りはご高齢の方がそういうちょっと困っている状況になかなかお会いしなかったのですが、確かにおっしゃるとおり1本だと安定感はないかなということも思いますので、2本設置することで各男女ともに1本ずつを追加して、両側に支えて湯舟に入れるようにしたほうが良いと改めて思いました。

高山委員長

はい、休憩します。再開は2時半からということです。よろしくお願いいたします。休憩に入ります。

(休憩： 時 分)

(再開：午後2時30分)

それでは再開いたします。123ページ、124ページありませんか。井澤委員

井澤委員

先ほどの温泉、大浴場の手すり、高齢者向けのことで、最終、課長から回答はいただいたけれど、その時に両側を手すりを持って入れるように1本増やしたいということで回答いただいたのかと思いますが、それも今、回答いただいてから、それも大事だなと思ったのですが、大きな浴槽の片側に1本だけ、向かって左端に1本だけあるんですが、そうではなくて、もう1本、もしくは2

本、1本でいいからあると、浴槽の中に入ってから掴まっていないと出入りの方のお湯の波で体が揺すられてしまって、溺れそうになるというのか、そういうことの私にも要望があったものですから、それで、今課長が答えたのは、今の手すりに両手で掴まって入れるように、もう1本足すということなのか、その辺のところについて確認をしたいのですが。

高山委員長

観光商工課長。

観光商工課長

はい、私が先ほどお答えしたとおり私のイメージでは、両側を支えるように入り、つまり入ったり出たりできるようにという意味合いで一本追加というイメージでいました。

井澤委員

私が実際に入浴していて感じて、お年寄りの方の要望のあった方も、ほかの方から見たりお聞きしたりした範囲では、大きな浴槽の中に、もう1本できれば2本、1本でいいから手すりが、1本だから、1本ずつ足してくれればそこにつながっていられると、風呂に入って沈んでいるとき。そんなような要望を聞きましたので、その辺のところについて、どのようにすると1番、ご老人の方が入るのに安心して安全なのかと、そんなことで検討していただければと思います。

高山委員長

わかりました。同じ内容なので、付けるときに、それぞれ地域の利用者等と相談しながら整備をしていただくということでよろしいですか。同じ内容なので。取りあえず次進みたいと思います。ほか、はい。

井澤委員

同じ内容じゃない。

高山委員長

だから、風呂に付ける場所は地域の方と検討して、対応したほうがいいのではないですかということで、2回言っているので、お風呂の波でどうだってことを言っているの、それは後で地域の利用者の方とも意見をきちんと聞きながら付けるのならそうしたほうがいいですよということなんですけれども、そのような形でいいですか。それとも何かご答弁があるのであれば、聞きたいみたいだから、答弁してください。

観光商工課長

はい。それでは今委員長もおっしゃったとおり、もう一度地域の方のご希望を確認しながら、設置する方向で検討させていただきます。

高山委員長

よろしいですか。ほかございせんか。なければ続いて125ページ、126ページ。木村委員。

木村委員	126ページ、この何節というか、ちょっと全般のことだと思うんですけども、生活館の経費については、ちょっとここ何年かのことはわからないんですけども、交付金事業になって、生活館の建て替えについては交付金事業に移ったと。維持管理費についてはもともと生活館の維持管理費ということで大規模、小規模、中規模ということで、規模によって道のほうから予算がきていたと思うんですよね。それでその中から、確か相談員の給料なんかも出ていたような記憶があるんですが、この生活館の管理費については、今どのような形でいくらほど入ってきていて、生活相談員が今確か平取町に3人いると思うんですけども、それがどういように捻出されて、どういう金額になっているのかをわかれば教えていただきたい。
高山委員長 アイヌ施策推進課長	アイヌ施策推進課長。 はい、生活館費の補助金、道の補助金でありますけれども、予算書の55ページの民生費道補助金、3節の生活館運営費補助金で1315万3000円の4分の3が交付されて、986万4000円が歳入となっております。この経費については生活館12施設あるんですけども、そこに関わる維持管理経費ということになっております。これが1315万3000円というのが上限で、既にもう1300万円以上の経費は出ているということで、毎年上限いっぱい986万4000円を補助金として受けているという形になってます。あと人件費については今資料ありませんので、相談員の人件費等は後で調べて回答させていただきます。
高山委員長 木村委員	木村委員。 課長のほうから今教えていただいて、ここ書いてあるなと思って。ということは、要するに、これは上限ということなので、実質的にはもっと本当は、もらわなければならないという、当町においてはね。これは1つの町でこれが上限ということなのか。それとも生活館の数によっての上限ということなのか。その辺も含めて、ちょっとお願いします。
高山委員長 アイヌ施策推進課長 高山委員長 松澤委員	アイヌ施策推進課長。 はい。生活館の施設数が補助の対象に1施設あたりいくらという形で算定の基準になっているところです。 ほか、松澤委員。 126ページの13節使用料のAEDのことなんですけれども、これどこで聞

いたらいいかちょっとわからなくて、A E D使用料がここでは13万5000円となっているんですけども、188ページの体育館のほうでは131万円となっていて、あとほかに1台なのかなと思うんですけど、3万2000円というのがところどころにあるようなんですけど、この使用料ということなのであればリース代なのかなと思うんですけども、この金額の違いというのはどのように、3万2000円では割り切れない数字なので、どのようになっているかちょっとお聞きしたいのですが。

高山委員長
アイヌ施策推進課長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長
はい、お答えします。126ページのA E Dの使用料については、3施設になっております。A E Dの使用方法等、消防の講習を受けた自治会が希望された場合に設置、今現在3か所に設置しているところで、紫雲古津、二風谷、豊糠という3施設になっております。

高山委員長
松澤委員

松澤委員。

松澤委員
それでは、一つの施設では3万2000円というところもあるんですけども、この金額の違いというのはどうなっているのでしょうか。

高山委員長
アイヌ施策推進課長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長
豊糠に設置するA E Dについては、冬季間、暖房というか保管ケースに入れておく必要があると。マイナスになると、機器の誤作動が心配されるということで、その保管ケースの分のリース料も含まさっているんで、単純に割り返しても金額にならないのかなという形にはなっております。

高山委員長
松澤議員

松澤委員。

松澤議員
それで、あちこちにA E Dが設置されているというのは本当に良いことだと思うんですけども、これ、いざというときに使えなければ何もならないということで、結構最近聞くと、充電切れていたというのは結構前なんですけれども、使い方がわからなくて右往左往したとかという話はよく聞くんですけども、最初つけた頃とか、そういう時には講習とか、結構皆さん関心持ってやっていただいたんですけども、今一度、例えば常時施設に勤務する方がいる方の場所とか、そういうところであれば、何年かに1回、今一度、使い方の確認とか、そういうことをしていったほうがよろしいのではないかと思うんですけど、これはお願いといいますか、そういうことなので、どなたが返事してくれるのかわからないんですけども、よろしくお聞きしたいと思います。

高山委員 長 消防署長	消防支署長。 ただいまの、ご回答いたします。消防署では普通救命講習、A E Dの使い方などの普通救命講習ですね、これについては修了証が出る、普通救命講習で3時間。後はその施設によって要望があれば、1時間2時間などの救命講習をニーズに応じてやっております。その中にはA E Dの使い方等、いろいろな救命講習をやる予定ではおりますが、今現在、コロナ禍で講習会も滞っておりますので、今後町の広報紙等でお知らせしながら、A E Dの普及促進に努めてまいりたいと思います。以上です。
高山委員 長 中川委員	はい。ほかございませんか。中川委員。 126ページの7節報償費、先ほど木村委員も質問しましたけれども、どうもこの項目の中に1番下を見ると、アート館庭木剪定謝金と項目があるんですけど、この項目がちょっと気になるんですね、金額少ないですけど。ということは、ほかの生活館でも庭木剪定したいから、自分のところもお金付けてと言ったら、こういうことができるのかな、そういうふうに見えるのかなと思ってしまったりもするんですね。私が言いたいのは、もしアート館でこの管理の謝金入れているのであれば、その中にこの項目も含めておいたほうが良いのではないかと思いますけれども、その辺どうお考えでしょうか。
高山委員 長 アイヌ施策推進課長	アイヌ施策推進課長。 はい、ご意見いただきありがとうございます。中川委員のおっしゃるとおりかなと思っております。次年度以降、謝金、報償費の扱いについて、予算書の記載の方法等は整理させていただきたいと思います。
高山委員 長 井澤委員	はい。井澤委員。 126ページの10節、需用費の中の3番目、光熱水費ですが、生活館及び各センターに関して設置されてます照明器具のL E D化等については、もう全て終わったのでしょうか。その辺のところの、終わっていないのであれば見通しとかそういうものを教えてください。
高山委員 長 アイヌ施策推進課長	アイヌ施策推進課長。 L E D化についてはですね、実施している所、実施していない所がありまして、生活館については、大半の施設がまだL E D化にはなっていない状況で、一度

長 ですね、リース含めてLED化にした時の費用のコストについて検討したところでありまして、実際そんなに経費的なメリットがなかったことがありまして、ちょっと導入については、検討しているような状況になっているところなんです。今後についてはまた検討、LED化については検討していかなければならない部分があるかと思っております。

高山委員長 ほかございませんか。なければ127、128ページ。木村委員。

木村委員 127ページでちょっと教えていただきたいんですけど、この事業は基本的に交付金事業かなと思っているんですが、人数が、管理業務に係る人件費額が3名から4名に変わると説明にありますけれど、実際あそこが立ち上がった時の経緯からいうと、3名で事足りるといようなことだったと思うんですけど、なぜ4人に増えたのか。実際、交付金なので、いいとは思いますが、その辺ちょっとだけ教えてほしいんですけど。

高山委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、お答えします。3名から4名ということで1名増えているのが臨時職員ということで、月10日間の勤務でどうしても土日の関係で、月10日程度必要になってくるということで、その分の経費となっております。

高山委員長 はい。ほかございませんか。木村委員。

木村委員 今課長から説明ありましたが、実際企業組合のほうにその辺委託して、周り順番で出てもらっているのがありますよね。要するにそういう、それにちょっと足りていないという感じでいいのですか、思いつ的には。それともまた別口でちょっと足りない部分を増やすということでもいいんですか。

高山委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、お答えします。一般社団法人ウレシパの職員が2名、工芸家さんが1名で新たに増やすのが臨時の賃金、月10日分ということで4名ということになっております。

高山委員長 ほか、ありませんか。井澤委員。

井澤委員 127、128節の委託料のところの説明文によりますと、平取アイヌ工芸伝承館業務における、増額云々とありますけれど、また当該事業が消費税の課税対象となることから増額214万3000円するものということですと、これ、

何かもったいないような気がして、でも事業の進捗のためにはこれだけの課税対象と消費税の対象となっても、将来的な見通しでは良いのかなということもあるのですが、その辺のことについて、当座はその消費税214万3000円がもったいないような気もするのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

高山委員長
アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長
はい、お答えします。トータル214万3000円の増となっておりますけれども、先ほど説明しました臨時の賃金の部分が月10日で1年間84万円。指定管理料については、町が委託する部分については2年後、消費税の課税事業者ということで指定管理料に対する消費税の納税義務が発生しますので、消費税については約70万円。あと、光熱水費、電気料の増という形でトータル214万3000円という内訳になっております。

高山委員長
ほか、ございませんか。なければ129、130。なければ131、132。木村委員。

木村委員
勉強不足で申し訳ないんですけど、131ページの19節の部分の説明で、富川ひばり幼稚園の給付費とあるんですけど、これどういう体系なのかちょっと教えてほしいんですけど。

高山委員長
保健福祉課長。

保健福祉課長
はい、お答えいたします。平取町に在住の3歳以上のお子さんに関しては保育料無償化となっておりますので、その費用となります。

高山委員長
ほか、ございませんか。なければ133ページ、134ページ。木村委員。

木村委員
すみません、132ページの部分なんですけど、委託料の897万5000円下がってるやつなんですけれど、これは子ども減ったからということなのか、こんなに減ったのかどうか、ちょっとお願いします。

高山委員長
保健福祉課長。

保健福祉課長
はい、お答えいたします。木村委員のおっしゃるとおり、子どもの数が減ったことによるものであります。月いくらというふうになっていきますので、その子どもかける月数になるので、このぐらいの金額になるかと思えます。

高山委員長
はい。133、134ページ。なければ135、136。なければ137、1

長

38。千葉委員。

千葉委員

138ページの報償費、特にシカの駆除のことについてちょっとお伺いしたいと思います。今年は雪が多かった、積雪のせいもあると思うんですけども、かなりいろんなところにシカが、今まで来ていないところに現れていると。私の自宅の近辺もそうなんですけれど、川伝いに来ているのか、どういう形で入ってきているのかちょっとわからないんですけども、民家のすぐ目の前に来ているという目撃情報が非常に多くなって、私も現場を見に行ったら、シカの糞などが落ちていて足跡もあって、こんなところ来たことないのになということ、何箇所か実は今年に入って冬に入って見えています。それでもう一つ思うことは、近年、道路沿いの防護柵越してだと思うんですけども、シカの交通事故、いわゆる正面衝突した、飛び出してきたということの事故が非常に多いということで、振内に住んでいる方も車に当たって、ちょっと大きな損傷を負ったりとか出てきているのが非常に目立っている。頭数増えて駆除の謝金も結構増えてきているのが実情として、多分そういう裏づけがあるのかなというふうにも思っているんですけど、もう一度少なくとも幹線道路の道路沿いの防護柵の点検、これはやはりぜひしてもらいたいな。雪が多くなって、積雪の関係で結構飛び越えてきているような状況も、地元のハンターの人に言わせるとあるということで、それで国道に来ているのかなという話もあるんですけど。それによってシカのほうも怪我はしていると思うんですけども、ネットが相当損傷して破れている箇所もあるということも聞いていますので、ぜひ少なくとも交通事故をまず減らすという意味も込めまして、雪どけが終わって新年度に入ったら、その辺のことをちょっと点検してもらって、改めて対策、あるいは破れている箇所があれば補修も含めて検討していただけないのか。これはもう町民のほうからの声だと思って私のほう、今発言しているわけですけども、ちょっとそのことについて、今後の対策ちょっとお知らせいただきたいと思います。

高山委員
長

町民課長。

町民課長

お答えさせていただきます。本年についてはやはり雪の影響だと思いますが、1月に入ってから急に増えて、それに伴って事故等の発生の報告も増えております。死にかかっているシカが道路沿いにいるとか、そういう件数が急激に増えたものでございます。そういったところで今ご要望ありましたとおり、施設の関係についてはシカ柵であれば産業課と協議しながら、国道、道道であれば関係機関と協議しながら、今一度点検をするということで行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高山委員

千葉委員。

長

千葉委員

その点検によってある程度の箇所がやはり修繕が必要だよと、あるいはもっと極端に言うところとちょっと部品そのものも取り換えながら、ある程度のメーター数改修が必要だとなった場合、これは予算措置してやってもらえるような関係機関とも連絡、連携取り合っているものではないでしょうか。

高山委員
長

産業課長。

産業課長

はい、お答えしたいと思います。今、農業被害という部分の中でのシカ柵ですが、そちらについては当時、シカ柵を設置したときに各地域でシカ柵は管理するという形になっておりまして、それらにかかる補修等についてはそれぞれの地域でやっていただいております。ただ、その中でもやはり、これまでもそういう被害があって、地域によってはそういう声も出ているところもありますが、その辺については今後考えていかなければならないとは思っていますが、実際に地域によっては、管理がなされていないというところもありまして、その辺の問題、課題等も解消していかなければならないかなとは思っております。

高山委員
長

井澤委員。

井澤委員

138ページ、7節報償費の中の3行目のヒグマ駆除謝金のところに関してですが、平取ばかりではなくて、道内、都市部、札幌なんかが多いようですが、都市部でもヒグマが出没してニュースになることも多いし、いろんな事故も起こっているということですが、これについても1頭あたりいくらかということ、猟友会の方々に謝礼、謝金をお払いしていると思うんですが、クマの場合は、何かで人身、生命に関わるという事故につながるし、例えば畜産農家のデントコーン畑が1面倒されて被害を受けるとかいろんなことありますが、クマを獲るのはいきなり鉄砲で撃つよりはわなにかけて、それで処分するというようなことと思いますが、このクマのわなについては、近年のクマの駆除に関して、十分な量が確保されているのでしょうか。お伺いします。

高山委員
長

町民課長。

町民課長

わなの数につきましては手元に資料を持ってこなかったもので、詳しい数字はちょっと不明ですが、昨年12月に調査しまして19個であったと記憶しております。わなの数そのものは十分足りていると思います。猟友会に相談しても買う必要はないという結論に達しましたので、その中でわなをかけて、そういった人身事故や有害対策をとっていきいたいと思っております。

高山委員

はい。ほか、木村委員。

長

木村委員

今、平取町の中では猟友会、きちんと機能していないというちょっと話を聞いて、今年国有林のほうで、確かいつも毎年やっているのですけれども、除雪して餌を置いてそこで追い込み猟とか、囲い猟とか何かそれをして毎年やっているんだけど、何か猟友会のほうでうまく手続が取れなくて、それがちょっと実現出来なかったみたいなことを聞いたんです。それで、猟友会自身は前にも言ったんですけど、平取町にとってはすごく重要な会で、やはりなくてはならないし、当然担い手もこれからどんどん増えてもらわなければ、シカ対策なんかも出来ないというふうに私は思っています。それで、町的にはその猟友会の今の状況をきちんと把握するような、そういうシステムがあるのか。何か、こういう言い方したら申し訳ないんだけど、何かかみとしもがちょっとうまくいってないみたいな話も聞くので、そういう片方だけの話を聞いて、何か中でうまくまとまらないということをまとめていかないと、猟友会が保っていけないのではないかと懸念されますので、町的にはそういうことを理解しているのか、そういうことを理解するシステムがあるのか、ちょっとお聞きしたい。

高山委員

長

町民課長

町民課長

お答えいたします。町が把握出来ているかどうかというところでいきますと、十分とは言えないかもしれませんが、役員会を年1回から2回開催しているのと、毎月役員の方とか捕獲者から報告がある時にいろいろ聞いたりするお話もあります。シカの誘引事業、先ほど出来なかったと言われている事業につきましては、猟友会内で令和3年度についてはちょっと、手続上、調整がとれなかったということとはございませぬけれども、手続をとることそのものはできる状態にあると思います。猟友会内でまずは話し合っていて方向性を出していただくことが必要ですけれども、必要であれば、もし間に入る必要があるとすれば、それは入りながら相談させていただいて、円滑に進むように心がけたいと思います。

高山委員

長

木村委員

木村委員。

入る必要あると思うんですよ。やはり、話を聞いてなかなか内々のことで長年続いている、当然のことだけど猟友会なので皆さん高齢にもなってきていますし、その中で事務局体制なんかも偏ってしまうというようなことが起きているみたいなので、基本的には、そういうところをまた仕事増やすような言い方して申し訳ないんだけど、役場なんかがきちんとフォローしてね、やはり猟友会活動を円滑にやれるようにしないと、若いものが入ってもぎすぎすしたような猟友会では居られないとか、何かこうやりづらいというような話を聞いたりも

しますので、ぜひとも、ここは町がちょっと介入してでも、なるべく潤滑剤になるような形でうまく回していただければと思いますので、その辺何とか介入して頑張ってください。お願いします。

高山委員長 町民課長。

長

町民課長 ご意見いただきましたように、できるだけ円滑に進むように心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高山委員長 ほか、井澤委員。

長

井澤委員 その報償費に関わることの中でエゾシカ駆除されたものが、これで2冬というか2年目に過ぎようとしています。町内の猟友会のメンバーの方が処理施設を荷負に作っていただいて、今ペットフード化を目指したいというのは新聞記事にも載っていたと思うんですが、予算でいくと、2700頭のシカの駆除謝金などが登場してありますが、とても重要な資源かなと思うのですが、今荷負に作った方の施設はそんな大きなものではないですけども、地域の資源としてペットフードだけではなくて、食用としての鹿肉、あるいは加工まで含めたところの起業ということで、町行政としては何かお考えではないか、その辺についてお伺いいたします。

高山委員長 町民課長。

長

町民課長 鹿肉の食肉利用につきましては、全国的にジビエということでもあまり進んでいないように聞きます。ペットフード利用がほとんどになっているということで、びらとりジビエ工房についてもペットフード利用になっております。新規にジビエでの起業されるお話というのは聞いてはおりませんが、そういった方がいれば、平取町の起業家支援だとかそういった部門でのご支援になるかと思っております。

高山委員長 はい。ほか、なければ139ページ、140ページ。櫻井委員。

長

櫻井委員 139ページの墓地火葬場費というところで質問させていただきたいんですけど、かねてから問題あった共同墓の整備事業については令和4年度実施することとして、総合計画の審議会からも答申されたということがございましたんですが、今回こうやってみる限り、予算書に載ってこないということですが、その理由というか、どうして載ってこないのかということをお答えいただきたいのと、要望もかなり多くて、令和4年度にはできるだけ早いうちに整備を終えてほしいということが自分としてもありますので、従来どおりの一般

財源からの600万円でしたか、ということ計上すべきだと思っておりますがいかがでしょうか。

高山委員長 町民課長。

長

町民課長

お答えさせていただきます。総合計画審議会からの答申については承知しております。それでその後2月18日を期限として、お墓に関する町民アンケートを後ればせながら実施させていただいております。その結果も踏まえながら、これからちょっと分析し、理事者等に相談させていただきながら、そして皆様にもご相談させていただきながら、整備については令和4年度の補正にするか、令和5年度とするかというところも判断させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高山委員長 櫻井委員。

長

櫻井委員

今の質問の後段で5年にすると今言いませんでしたか。そういった選択は本当に限りなくないこちらとしては認識しているものですから、ちょっと意外だったのですけれど、僕の聞き間違いでしょうか。

高山委員長 町民課長。

長

町民課長

只今お答えしましたのは、場所についても時期についても、これから皆さんにご相談させていただくということで、令和4年度の補正になるか、令和5年度の実施になるか、そういったところも、いろんな方にご相談させていただきながら検討させていただきたいと思っております。

高山委員長 ほか、中川委員。

長

中川委員

今の櫻井委員の質問と異なることなんですけれども、そのために課長、各自治会と相談会があった時に、多分取りまとめをしていて、そこで今回、町民の皆さんは早く作ったほうがいいよという答えが出たと思うんですけれども、それでも、4年に協議して5年にするという考えなんですか。てっきり議員みんなが4年中にやるというふうな判断をしていたと思うんですけれども、その辺どうお考えですか。

高山委員長 町民課長。

長

町民課長

時期について今のところ明言は出来ませんが、令和4年度の実施になるか令和5年度の実施になるかということで、令和4年度は補正予算を組みながら実施

する、令和4年度中に実施するという選択肢も当然持っております。

高山委員長 中川委員。

長

中川委員 いや、課長の答えはさっきから同じなので、町長、どうお考えですか。

高山委員長 町長。

長

町長

共同墓につきましては総合計画でも計上すべきということで、修正して、修正し直して私に答申ということでしたけれども、いろいろ自治会を私も回ってご意見を聞くと、早くやってくれということは、そういう強い何と言いますかね、要望には私としては受けとめきれなくて、あればいいよというような、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、そのような感じも受けとめたものですから。まだアンケートのいろんな調査も含めて、議会もまだ昨年あった研修も含めてやるというようなお話も聞いていましたので、その辺で方向性がはっきりした時点で、年度内もやるというような方向も含めて、また検討させてほしいという意味で、ちょっと当初予算には計上しなかったというようなことでございますので。やらないということではないので、そういう状況もあったので、そういうことでご理解いただければと思います。

高山委員長 はい。千葉委員。

長

千葉委員

様々なこう、今の状況というのは、あまり町長のところに届いていないと思うんですけども、実は私もその共同墓に関して、振内在住の方2名、岩知志在住の方1名のほうから、共同墓いつできるのだと。なぜそういう意見が来るかというと、もうやはりお子さんとかとも縁が切れてきて、もう私の代で止まってしまうから、できれば、お墓を個別に建てるとか納骨堂を別に持つとかとするのであれば、共同墓が出来た時点ですぐにでも手続して予約したいという方が、実は私のところには3人ほど、3世帯ほど問い合わせがあります。それで、柔軟に予算措置してくれるとは思っているんですけど、私はそんなに時間を開けないで、やはり早めに施工してもらって、使えるような形で募集をかけるというような形をぜひ前向きに考えながら、令和4年度になるのか5年度になるのかということもあるんですけども、そういう意見がやはり多いということもちょっとつけ加えておきますので、十二分に検討して、それに見合った予算措置でひとつ我々議員としても、すぐいろんな形で場所を含めて提案していきたいなというふうに思っていますので、その辺よろしく願いいたします。

高山委員長 ほかがございませんか。なければ141ページ、142ページ。続きまして143ページ、144ページ。144ページの前までということで、農業費は明日

にしたいなと思ってますので、143ページで今日の最後にしたいと思いますけれども、はい。井澤委員。

井澤委員

14節の工事請負費の中で振内地区函渠工生活雑排水施設移設工事というのがありまして、国道の拡幅工事等の中で、前に議員のほうにも工事、国道ですので、それのどのような形で進むかということで、土地、建物の買収等のことについても国のほうで進めていく、それに対して町は協力していくというようなことがありましたが、今回のこれは雑排水、妻恋橋付近ということで、かなり大きな金額なものがかかりますが、国道拡幅の国の開発局がやる工事については、土地建物買収とか工事の設計とか、そういうことについてはもう確実に進んでいるのでしょうか。

高山委員
長

建設水道課長。

建設水道
課長

井澤委員のご質問にお答えさせていただきます。国の振内地区の線形改良というか、妻恋橋の架け替え工事につきまして、設計はもう進んでおりまして、補償に、要は調査、交渉に入っていくという状況で、今開発のほうでスケジュールを組んでいるということで伺っております。私どもの雑排水施設についても工事始まる前に移設をしなければならないという、ちょっとスケジュールがございまして、令和4年度に予算措置させていただき、工事を実施する予定でございまして。

高山委員
長

はい。ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員

同じところなんですけれども、排水工事の財源なんですけれども、これその他になっているんですけれども、これは、その他はどういう財源を使うのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

高山委員
長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えさせていただきます。こちら財源につきましては開発局からの補償費ということで見込んでおりますので、これから、額については今後精査になってくるとは思いますけれども、開発局からの移設補償費が入るということで伺っておりますので、そういうふうに充てております。

高山委員
長

四戸委員。

四戸委員

後から入ってくるということで、国の財源ということでよろしいのですね。

建設水道

課長

高山委員

長

はい。

ほかございませんか。それではなければ、本日の予算委員会を終了したいと思います。なお明日は9時半からということで、農業費の農業委員会費から始めていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは散会します。ご苦労様でした。

(散 会 午後3時18分)